

平成19年第338回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年9月10日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・認定第1号・
第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
16番	松谷正良君	17番	永沼義和君
18番	根本信雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	長野地誠君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	渡辺正樹君
総務課長	内藤正昭君	税務課長	蛭田武良君

町民生活課長 長 岐 敬 一 君 保健福祉課長 根 本 孝 一 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 須 藤 修 平 君 都市建設課長 坂 本 明 司 君

上下水道課長 渡 辺 正 弘 君 会計管理者兼
出納室長 熊 田 建 一 君

教育次長兼
学校教育課長 坂 路 寿 紀 君 生涯学習課長 水 戸 光 男 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 林 伸 幸 主 幹 兼
局長補佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（根本信雄君） 日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 須 藤 羊 一 君

○議長（根本信雄君） 通告1番、13番、須藤羊一君の一般質問を許します。

13番。

[13番 須藤羊一君登壇]

○13番（須藤羊一君） おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

財政状況や町及び学校教育の長期展望からしても、現下における中学校建設は道義に欠け、無益に思えることから、財政再建と危険校舎の対応について、町民各位の真意がどこにあるのかをアンケートにより問うてみたのであります。この調査期間は12月31日に閉めてあります。これは8月24日現在の中間報告であります、

町民の考えは次のとおりであります。

なお、現在の回収率は約0.6%であります。その内訳は、財政再建は可能、約6.6%、できない、約80%、わからない、約22%、危険校舎の対応については、財政健全化後に改築する、約15.5%、早急に本館の耐震補強をする、約22%、早急に本館の耐震補強プラス体育館、プールを建設する、約0.04%、中学校に限らず、小学校、幼稚園も早急に補強する、約2.2%、財政健全化後に本館の耐震補強プラス体育館、プールを建設する、約31%、財政健全化後に中学校、小学校、幼稚園等を改築する、約22%となっております。これは回収率は低いのでありますが、とどのつまりは町民の総意に大差ないものと考えております。これによりますと、町長の方針とは違う結果が——結果というか、違う考えがあるようではありますが、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、矢中を財政再建中に建設するとの方針に、主権者の意思を代表する議会が財政健全化後の慎重なる取り組みを町長に申し入れました。ということは、その方針は町民の理解や合意が形成されていないということでありまして、道義上、議会としましては財政健全化以前の建設に関する予算は認めることはできないということになります。しかし、財政健全化までは約10年の時間を要すると考えておりますが、その間の人命保護や安全・安心の観点からも補強やむなしと考えるものであります。この現状におきまして、町長の主観で地権者の理解や合意なしに政策実行は可能と考えるものでありましようか。

また、さきの財政再建説明会において借金体質脱却を掲げたのでありますが、大義もなくそれを繰り返す、「世は変われど我関せず」では、財政再建にしても主権者の理解と協力は得られないものと考えられるのであります。所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、矢中建設資金に福祉基金2億2,000万円を使うとのことですが、基金の繰りかえ運用は一時的な資金繰りとして運用する場合であり、かつ会計年度内に2億2,000万を返済しなくてはならないのであります。返済できるのでしょうか。会計年度を超える運用の場合は、条例改正を伴って当該基金を廃止、あるいは処分して歳計現金に計上しなければ運用はできないものと考えます。現下における矢中建設が財政上、必要であると認めるときに該当する案件なのか。また、目的外使用や内部運用の範囲を超える運用等は条例に反するものとするものであります。高齢化社会の現実にあつて、福祉基金2億2,199万円を廃止、あるいは処分する理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

中学校の改築の理由として、これまでは耐震強度0.3以下は、国・県が改築の指導であるとのことでしたが、県中地区に平成16年に4階建てでI s値が矢中よりも悪い0.2の校舎を補強している自治体を見れば、現下における改築やむなしは論外であります。また、教育環境の整備や費用対効果等は次元が異なるものであります。一挙両得的考えは慎まなければならないと思ひます。新築にこだわる理由と政策の転換、もしくは修正をすることが賢明であると考えておりますが、所見を伺ひます。

また、矢中建設についてのアンケート実施の要望に趣意を外した答弁となっておりますが、行政は町民と対峙するものではなく、民意イコール行政運営が本分ということからすれば、意を外したことは全く寂しい限りであります。

次に、教育行政について伺ひます。

社会の変革とともに、学校教育も進化が見られる今日であります。学校教育の将来展望において教育行政の

改革が必要であると考えておりますが、教育長の所見を伺います。また、改革を肯定するとすれば、その概要を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（根本信雄君） ただいまの13番、須藤羊一議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

13番、須藤羊一議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政再建と危険校舎の対応について、町長の方針とは違う主権者の判断があるが、見解を伺うのおただしであります。アンケート調査大変ご苦労さまでした。実施されたアンケート調査の回収率は0.6%であります。町民の貴重な意見と受けとめております。

調査結果は、議員のお話によりますと、アンケートに答えた多くの人が財政健全化を優先させ、その後に危険校舎の対応をすべきであると答えております。これは回答者の立場によって財政の健全化を優先するか、危険校舎の対応を優先するかは意見の分かれるところであると思っております。

私は、町政の責任者として、安全・安心の教育環境の整備は急がなければならない課題であると考え、財政の健全化と同時進行で経費の節減に取り組むとともに、未利用財産を処分するなどして、中学校建設基金に積み立てを行うなどの財源捻出に取り組みながら危険校舎の対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、実施時期については、財政再建に取り組んでいることから、その進捗状況を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

次に、矢中建設について、主権者の理解や合意なしに町長の主観で政策実行は可能と考えるのかのおただしであります。中学校の整備方法については、平成13年度の中学校整備委員会の報告、平成14年度の矢吹中学校基本構想策定委員会の報告、矢中づくりワークショップでの町民の声を集約を行うなど検討してきました。これらの検討結果は、要約すると、老朽化が進んでいることなどから、早急に改築により整備すべしとのことでありました。また、議会の矢吹中学校改築調査特別委員会の中間報告においても、改築に当たってはシンプルで耐久力のある建物とするなどの提言がございました。また、中学校の整備方法についての一般質問に対しても、これらのことを尊重し、改築により整備する旨の答弁をしておりました。

このように、私の主観で決めたわけではなく、前町長の時代から長い時間をかけて、町民の皆さん、議会の皆さん並びに関係者の皆さんの意見をお聞きしながら整備計画をまとめてきたと認識しております。

次に、借金依存体質脱却を掲げ、大義もなくそれを繰り返す「世は変われども我関せず」では、主権者の理解と協力は得られないとおただしであります。本町は実質公債費比率が高いことから、財政再建3カ年計画で借金依存体質からの脱却に努めることとしております。

そのために、事業を実施するに当たり、集中と選択により事務事業を執行することとし、その手法として予算の枠を定めて、その枠内で、まちづくり総合計画に基づく実施計画に計上された事務事業を事前評価することにより優先順位をつけて、計画的に事業を実施することとしております。

私は、矢吹中学校改築は、安全・安心な教育環境確保の観点から、やらなければならない事業と判断しておりますので、財政計画をしっかりと立てて実施してまいりたいと考えております。

次に、矢中建設資金には福祉基金を使う、目的外使用は条例に反するのではないか、この基金を廃止するか、廃止理由はとのおただしであります、ご指摘のように、福祉基金は高齢者等の福祉の向上のために使うこととなっておりますので、条例の目的に沿った使い方をしてまいりたいと考えておりますが、高齢者福祉に要する経費については、高齢化の影響から今後増加の傾向にあります。これに反して地方交付税については、削減傾向にあり財政運営が大変厳しくなることが予想されることから、今後においては福祉基金の活用を含めて検討しなければならないと考えております。

次に、強度0.3以下は改築、矢中よりも悪い0.2を補強している自治体がある。新築にこだわる理由と政策の転換もしくは修正をすることが賢明であるとするがとのおただしであります、改築による整備については、さきにも述べましたように、長年をかけて関係者による調査検討と町民の皆様方の意見や要望等を取りまとめて改築による整備としたところであります。

また、矢吹中学校は昭和40年から43年にかけて建設されてから約40年が経過し、老朽化が甚だしい状況にあることから、補強による改修をしても近い将来改築しなければならなくなり、二重投資になるなどの心配もあります。このようなことから、改築により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 同じく、教育行政について、教育長から答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 皆様、おはようございます。

私、初めての議会でございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

町の教育振興のためにしっかり勉強して誠心誠意努力してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

それでは、13番、須藤羊一議員の質問にお答えいたします。

ご承知のように、国の教育改革としては、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法、いわゆる教育三法が平成19年6月27日に公布され、平成20年4月1日から施行されることになりました。その中の学校教育法の改正では、各学校ごとの目的、教育目標を見直すとともに、学校の組織運営体制、指導体制の充実を図る改正の内容となっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方であります。責任体制の明確化では、特に、教育長に委任することができない事務の明確化や、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果を議会へ報告すること。体制の充実では、教育委員会の共同設置、指導主事の設置の努力義務化。地方分権の推進では、教育委員の数の弾力化、教育委員への保護者の選任の義務化、スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化等であります。

教育職員免許法及び教育公務員特例法では、教員免許の10年更新制と指導不適切教員への研修実施等について改正されました。これらの改正につきましては、教育委員会で協議するとともに、町当局とも協議しながら

実施していきたいと考えております。

また、議員おただしの改革を肯定なるならば、その概要を伺うということでございますが、国の法令に基づく改革がありますので、それにのっとりながら、教育委員会では第5次矢吹町まちづくり総合計画の中にあります施策「魅力ある教育の推進」「教育環境・教育施設の充実」の主要事業、事務事業を一層推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） 13番議員、再質問ございませんか。

13番。

○13番（須藤羊一君） 教育行政については、国の指導に従ってということですよ。ということは、従来と何ら変わらないと私は考えております。それで、やっぱり東京の世田谷とか、あとはどこでしたか、ちょっと名前はありますが、世田谷とか、あと——世田谷も含めまして4カ所か5校ぐらいあるんですが、そこではやっぱり教育委員会というものに主軸を置かせて、独自の教育政策を教育委員会が持って学校教育の指導に当たっている、学校教育を運営している。それでやはり、その実績等も上げておられるということは、実績につきましては、専門である教育長の方が詳しくご存じかと思っておりますので、ここではあえて余計なことは申しませんが、やはり矢吹町の教育というものを考えましても、矢吹町の世間で見られるように、問題は数多くあるわけですよ。その都度、今までは学校の先生に、校長を初め教師に、その対応を任せている。結局、教師本来の仕事が、何ですか、できないといいますが、そういう時間が割かれますので、本来学校教育という部分に十分な力をかけることができないというふうな現状にあると思います。給食費の集金にしてもそうですよ。学校の先生が集金に歩かなくてはならないというのは、ちょっと私はおかしいのではないのかなと。中学校等ではわかりませんが、以前は問題が生じると学校の方で解決をする。それで、その問題は表に出てこない。だから、町民は矢吹中学校がどういう状態なのかもわからないと。我々も、よほどでないといわなければ入ってこないということがあります。

でも、それはやっぱり矢吹町の教育のかなめというのは、私は教育委員会だろうと思うんです。教育委員が5名おられますが、教育長も含めて。その一人一人の方が矢吹町の教育ビジョンを持った上で政策を持って検討して、その政策を実行していくことによって、矢吹町の教育は根本から生まれ変わってくるのではないのかなというふうな考えを持っておりますので、ぜひにその辺の考え方もひとつお聞かせいただければと思います。

次に、今の学校、財政と学校の件なんです。町長は、安全・安心のために学校は新しくしなければならぬということですが、学校を新しくするという考えのもとに、町民は、財政は大丈夫なんだろうかと、町は大丈夫なんだろうかと不安ですよ。これもまた、安全・安心には反する行為でございますよ。ですから、町長は1つばかりではなくて、矢吹町全体の安全・安心というものを考えて、一つ一つ対応していかなくてはならないということになるかと思うんです。

ひとつ確認も兼ねてなんですが、福祉基金は、結局のところ使わないということですか。それははっきりしてもらわないと、答弁願います。

それと、あと中学校の建設の財源内訳としまして、総事業費が約30億。国庫補助金が6億、町債が14億、一般財源が10億となっておりますが、その一般財源の内訳に県振興基金借入れとありますが、そこに2億円を借りる予定をしているというふうに伺っておりますが、ここで借入れるということは、これは町債の分の14

億に含まれるのではなくて、14億プラス2億円になるということですよ。結局、町債は16億になるということですよ。この数字からいきますと、一般財源が8億ということになろうかなというふうに理解してもよろしいのかなと思いますが、これもちょっと教えていただきたいと思います。

また、老朽化が進んでいるので、これは建てかえざるを得ないというふうなことだったんですが、それで何というのかな、今、このご時世に30億もかけてやるどころの大義が私はないというふうに考えております。危険校舎から人命を保護し、全体の安全・安心を確保するために財政難になっても最低限の対策を講じることが私は大義であろうというふうに考えております。

町民の本意は、健全財政で安全・安心な町政確立にあるというふうに理解をしております。とどのつまりは、現実問題として多額の町民負担を伴って1つの校舎を新しくするという悠長な時世なのかということでありませう。町民が主役の町政、町民との対話を大切にしたい町政、箱物中心ではなく知恵の行政執行等々が町長の基本姿勢であり公約であります。中学校改築、財政再建等々から見れば、4年の新体制はどうか、篤とこれを省みて方向の修正をしていただきたいと思います。私は考えるものであります。

以上です。

○議長（根本信雄君） ただいまの13番、須藤羊一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、須藤議員の再質問にお答えいたします。

学校を改築するために、町民が財政は大丈夫かというような不安を抱いていると。安全・安心の観点から言えば、財政をしっかりして町全体の状況を考えるべきだということについては、私も十分に承知しております。その結果は、ことしの1月末から2月にかけて、さらには2回目は4月にかけて財政再建3カ年の説明会を開催してきたところでございます。住民の方に町の状況はこのような状況になっていると。しかし、町がこのような状況にあるから何もしないのではなくて、町がこういう状況にあるぞとしっかりと住民の皆様にも知っていただいて、やることはやっていかなくてはならないという、そのような考え方の中で説明会を開催させていただいて、住民の方にも説明をしてきたつもりでございます。この点については、須藤議員にも十分にご理解をいただきたいと思っております。

2点目の福祉基金として、これを廃止し、またはそのまま使うのか使わないのかということでございますが、福祉基金の本来の目的から言えば、今現在、使うということは、すぐに返事をするものではございません。ただ、先ほど答弁させていただきました今後の財政状況によっては、条例の改正等も含めて検討してまいりたいということでございますので、これについては十分、今後も皆様の方に説明を申し上げながら説明していきたいというふうに考えております。

さらに、矢中建設の方に多額のお金を使っていくと。建築総額30億、そのうち借入金を含めて――借入金の中に振興基金が組み込まれているのではないかと、プラスになるのではないかとということでございますが、振興基金の性格からして、一般資金の10億の中に入っているものでございます。ただ、町債とは違いますが、借入れする内容については、全く町が借入れすることについては同じでございますので、この点については、今後も十分に皆様の方に説明申し上げますし、この後、企画課長の方からも説明を申し上げますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

老朽化を理由に建てかえをすることについては、30億の金を使って大義がないのではないかということですが、財政再建も、これも大切でございます。私が話しているように、財政再建をきちっと見届けながらということで、平成19年は緒についたばかりでございます。19年度のその進捗状況等も含めて十分にそれらの建築時期については考えていきたいと思っております。ただ、財政再建が厳しいからといって、私自身は学校建築はまさしくまちづくりの根幹である、今後基本となる人づくりという観点からも十分にご認識いただければありがたいなと思っております。

今後、人を育て、まちづくりするにおいては、人づくりが大切と、そういう意味ではハードばかりではなくて、ソフト面というようなこともございましたが、これらについては、ハードはもちろん学校建設ということで伴うわけでございますが、人づくりというソフト面についても十分考慮しながら、私自身の判断だということもご理解をいただきましたと思っております。

私自身の政治姿勢としては、町民が主役、対話を重視しながら、ソフト面、人づくりに十分に力を注ぎながら今後の政治をとり行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

そういった意味では、町民の意見を聞きながら、さらには議会の提案を尊重しながら、今後も前の、今までの検討結果、それから、これからも十分に住民の方、そして議会の方のご理解を得ながら実施して、中学校の建築に向けて考えていきたいというふうに思っておりますので、今のところ方向の修正について考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、渡辺正樹君。

〔企画経営課長 渡辺正樹君登壇〕

○企画経営課長（渡辺正樹君） それでは、須藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問の内容は、県の振興基金は町債にならないのかというご質問であったかと思っております。

それにつきましては、先ほど町長答弁申し上げましたように、現在の財源としましては、国の補助金6億円、町債14億円、一般財源内訳として、県の振興基金も含めて10億円、合計30億円という財源計画であります。現在、県の方と、その振興基金の性格等について協議をしながら、今後、須藤議員おっしゃるように、町債の方に含まれるのか、一般財源としての扱いになるのかということについては、詰めさせていただきたいと考えております。

まだ県の方には詳しい状況等の協議はさせていただいておりません。今後、今申し上げましたように、県の方と協議をしながら町債に当たるのか、一般財源としての内訳上になるのか、いろいろ今後の財政状況の影響もありますので、検討させていただきたいと思っております。議会の皆さんの方にも、当然もちろんご説明はさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（根本信雄君） 13番、須藤羊一議員の教育行政について、教育長の方から答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 13番、須藤羊一議員の再質問にお答え申し上げます。

教育行政、特に、学校教育の改革ということにつきまして、例えば東京の品川区などでは品川区全体の自由学区というようなことも実施しているというふうに聞いております。矢吹町の教育においても、そういう何か新たな学校改革ということをしていかないのかというようなおたしだだったかというふうに思いますが、例えば、その品川区の例などを見ましても、効果はもちろんありますけれども、また、いろいろと難しい問題なども発生しているというふうには聞いております。そして、いずれにいたしましても、学校教育のなめは授業の充実だというふうに思います。そこで、校長や教職員とともに授業の充実に力を入れていきたいということを中心にしていきたいというふうに考えております。

それで、学校で何か問題が起きると、学校の中でだけ対応して周りには何も知らされないというふうなお話もございますが、学校ではそれぞれ開かれた学校ということを標榜しております。しかし、難しいのはプライバシーなどの問題もありますので、どこまで公開できるかということが残るわけでございますが、特に今回、先ほど申し上げました地方教育行政の組織と運営に関する法律の中で議会への報告も義務づけられておりますので、報告できる範囲ということになってしまうかもしれませんが、できるだけそういうことについての報告をしていくように何とかというふうに考えているところでございます。

最後に、議員おたしのとおり、教育委員が教育ビジョンを持って、しっかりと学校教育を初め、よりよい子供たちの育成を図るべきだというおたしだだったかというふうに思いますが、おっしゃるとおりだと思いますので、私もしっかりと勉強して、研究をして、そして、これからの矢吹町の教育振興のために努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（根本信雄君） 13番議員、再々質問は。

13番。

○13番（須藤羊一君） 今の教育長の話は、私が言ったことはちょっと誤解されているのかなど。私は東京とか——世田谷とか品川とか、そういうところでやっていることをうちの方でもやってほしいとは言っていないですよ。別にあんなものはどうでもいい。ただ、そういうふうに教育という現状から前に進むためには、その根底となるものは教育委員会がやっぱり政策を持って町の教育というものをリードしていかなければ、何事も教育は変わっていかないのではないのかなというふうに言っているつもりだったんですね。それが何か受けとめてもらえなかったというふうに感じております。今、課長の方から説明がありましたが、町債に入るのか一般財源に入るのかということではなくて、何というんだ、振興基金を借りるということは借金なんだから、結局、町債の金額に上乘せされるんでしょうと。だから、町債、町の借金額がトータル、これでいくと18億円になるんでしょうねという話ですよ。そっちに2億プラスされるから一般財源としては8億ですよという理解でよろしいんでしょうかということです。

福祉基金が、これ私は使えないと思うんです……

〔発言する者あり〕

○13番（須藤羊一君） 今の答弁では、今は使わないけれども、これは使える、よく検討して、条例改正をしていきたいというふうに言いましたよね。

〔発言する者あり〕

○13番（須藤羊一君） 条例を改正してやれると言ったんだから。だから、それはおかしい、それは使えないと思います。使えないとすれば、そこで2億2,000万を使うという数字がなくなるわけですから。そうすると、町債がもっとふえるんじゃないですかという話ですよ。

だから、どうしても基金を使いたいとなれば、トータル今、当町にある基金総額が約9億ぐらいありますよ。そうなったら、全部基金崩して全部使えばいいんじゃないですかいう理屈にもなっていくでしょう。だから、そういうふうな無理をして町民に安全・安心という、何というか、不安を与えるような町政運営をしていないで、そんな悠長な、本当だったら、災害が危険でありますから、何遍も言いますが、そんな悠長なことは言っていられないんですよ。純然たる耐震補強でしたらば、今ある財源で、あしたからでも着工できるはずですよ。それをなぜ平成13年から今までほっておくのか。

それから、さらにあと何年ほっておかれるのかわからないけれども、そんな状況で危機管理意識は、または基金管理能力というのは疑われてもしょうがないというふうに前回の一般質問の中で言わせていただいたんですよ。全くもってそれは学習されていないと私は考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） 13番、須藤羊一議員の再々質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、須藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

振興資金の性格、今ちょっと、今後、先ほど企画課長から答弁がありましたように、町債に含めていくのか、一般財源として含めていくのかということについて、再度検討させていただきます。

先ほど町債が18億になるんじゃないかということですが、これは16億の話でございますので、その辺については私の方から訂正をさせていただきます。

いずれにしても、町債をきちっと、どのぐらいの財源になるのかということも含めて、十分に検討をしなければいけないことだというふうに思っております。

福祉基金については使えないということですが、これは使えるか使えないかということについては、十分に検討をさせていただきたいというふうに思っております。私の方で聞き及んでいるところでは、他の自治体においては目的外の使用についても条例の改正を伴って使っているというようなことも聞き及んでおりますので、これらについても、詳細を討議、検討の上、皆様の方に後ほど答弁、話をしながら説明を加えていきたいというふうに思っております。

もちろん、私も無理をして学校建築についてはしていくつもりはないということは、これは再三にわたって須藤議員にも説明をさせていただいております。

ただ、本当に大事な、大切な子供たちでございますので、その時期については、できるだけ早くということ、その全体条件はあくまでも財政再建を見きわめながらということで、今後とも検討させていきたいと思っております。

危機管理意識の問題は今ほど指摘をされましたが、これらについても十分に危機管理意識を持って対応して

まいりたいということを明言させていただき、再々質問の答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大変失礼をいたしました。

これから一層教育委員の皆さんとともに教育ビジョンを持ち、そして、学校を初め町の教育振興に努めてまいります。

〔発言する者あり〕

○教育長（栗林正樹君） すみません。大変失礼しました。

先ほどの質問に対して、大変失礼申し上げました。

教育委員の皆さんとともに、矢吹町教育振興のためにしっかり勉強しまして、学校教育を初め、よりよい子供たちの育成に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いたします。

○議長（根本信雄君） 以上で13番、須藤羊一君の一般質問は打ち切ります。

◇ 柏 村 栄 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告2番、6番、柏村栄君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） おはようございます。

通告2番ということで、久々に一般質問をするわけでございますけれども、よろしくお願したいと思っております。

早速質問に入らせていただきます。

第1点、任期満了に伴う町長選の出馬に問うということで通告をしておきましたけれども、10月に行われる任期満了に伴う町長選挙が行われると選挙管理委員会の方から報告があったわけでございますけれども、町長も1期4年間過ぎ去ろうとしておりますけれども、私自身は2期目も挑戦されるのかと勝手に思っているわけなんですけれども、今までの4年間の実績と今後の方針などを踏まえていろいろと考えがあるかと思っておりますが、2期目の挑戦があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

2点目、指定管理者制度と再任用制度ということで、これは一本化での組み合わせはということで通告したんですけれども、これも前にも定例会のときにも同僚議員からも質問が再三あったわけでございますけれども、やはり人材的にも経験が豊かで、そしてまた、そういう人材がいるかと私なりに自負しているわけでございますけれども、それは再任用制度を導入しながら、それを併用させながらできないのかなと思っておりますが質問したわけでございます。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目、総合運動公園の今後の取り組みということでございますけれども、これは前にも同僚議員からも再三質問が

あったわけですが、いろいろ緑の構想とか、いろいろな具体策を提案があったと思いますけれども、やはり私はその後地域などを歩いてみますと、あの土地はどうなるんだよというような議会で今まで質問があったわけです。特に、地域、近くの人たちはやはり山が荒廃になって、そして危険な状態があるというようなことも再三聞くわけでございますけれども、今まで再三あった中での取り組みなどが恐らく議論あったかと思えます。そうした中で、今後どのような方針、どのような方向でいくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

簡単ではございますけれども、私は3点ほどの質問をさせていただきます。よろしくご答弁のほどをお願いしたいと思います。

○議長（根本信雄君） 6番、柏村栄議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、柏村議員の質問にお答えいたします。

初めに、私の任期満了に伴い、再度立候補する意思があるのかとのおただしであります。平成16年1月、町民の皆様から多くのご支持を受け、町政を執行させていただいてから約3年8カ月が経過しようとしております。就任以来、町政の信頼回復を第一に、町民との対話を重視した町民本意の明るく元気なまちづくりを進めてまいりました。この間、町政を取り巻く環境は激しく変化し、就任当初に抱えていた市町村合併の問題は、関係する近隣自治体のそれぞれの議論や事情等から合併には至らず、本町は当面、自主自立のまちづくりを進めることといたしました。

そのため、今後10年間の総合計画として、第5次矢吹町まちづくり総合計画を策定し、平成18年度以降のまちづくりについては、まちづくり総合計画に基づき、支え合いを底流とした、「みんなで支え創造する私のふるさと、さわやかな田園のまち・やぶき」をまちづくりの将来像と定め、これらを実現するため、人、支え合い、子供、暮らし、仕事及び構想実現のためにを基本理念に20の政策と48の施策を踏まえた700以上に及ぶすべての事務事業を掲載し、若者定住促進事業や第3子以降幼稚園・保育園無料事業などの子育て支援、企業誘致の推進による産業の振興及び福祉や教育、暮らしなどの政策を積極的に推進してきたところであります。

地方分権が進み始めた平成11年度を境に、本町の予算規模は年々縮小してまいりました。同時に、経済の停滞による税収が大きく落ち込む一方で、義務的経費はその後高水準で推移してきております。公債費はこの3年間で償還のピークを迎えており、加えて国の三位一体改革による地方交付税の減少などから、本町の財政は近年大きく圧迫されてまいりました。これらを踏まえて、平成17年度に第4次行財政改革大綱及び行財政改革実行計画（集中改革プラン）を策定し、行財政改革にも積極的に取り組んできたところであります。財政環境が厳しくなってきたのは本町ばかりではなく、全国的に顕著となってまいりました。このような地方財政を踏まえ、国では昨年より実質公債費比率という新たな財政指標を示してきました。その結果、本町は県内ワースト3位、全国でも37位と大変厳しい状況にあることはご承知のとおりであります。

また、地方財政健全化法が今年度可決され、平成20年度からは公営企業や第三セクターを含めた連結ベースによる4つの財政指標が公表されることとなります。そのため、特に厳しくなる今後3年間は財政再建に集中的に取り組むとして、7億5,000万円の財政効果額を見込む財政再建3カ年計画をスタートさせました。策定

には議会を初め多くの町民の皆様からご意見等をいただきました。

3つの柱から構成されているこの再建計画は、議会や説明会等でいただいたご意見を踏まえ、初年度となる平成19年度は、内に厳しくの姿勢で、できる限り内部改革や財産収入等によって効果額をあらわすこととし、町民の皆様にご直接影響する使用料等の改正は平成20年度以降とすることといたしました。そのため、今9月議会に改正のための関係条例を提案させていただきましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

このようにして財政再建に取り組み、財政再建団体への転落を阻止し、役場の組織体質を量から質に転換することを目指しておりますが、一方で必要な住民サービス水準は安定的に確保する必要があります。

加えて、本町の場合は、矢吹中学校建設の問題が私の就任前からの課題として議論されてきております。この問題につきましては、次代を担う子供たちの安全・安心を確保するため大変重要な課題でありますので、議会を初め町民の皆様のご意見等を真摯に受けとめながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私は、国家財政の悪化による交付税等のさらなる削減は必至であると推測しております。したがって、これからの町財政は収入と支出を合致させる思い切った企業の経営への転換が必要であり、そうでなければ体質改善は果たせても、本体そのものが破綻するようなこともあり得るのではと心配しております。そうならないようにするため、今年度から財政再建3カ年計画に取り組んでいるのであります。

「森を見て余計な枝葉を剪定し、森全体に日差しが当たり、森が生き返るような仕組みにする」。これが現在の私の考え方であります。これまでの4年間は、森全体を見渡しながらか剪定を行い、日差しが徐々に当たり始めたところであります。森全体に日差しが当たり、本当に森が生き返るようにするには、私のなすべきことや課題は、まだまだ数多く残っていると思っております。今後も議会を初め町民の皆様から信任が得られるよう精いっぱい努力をし、再度4年間の町政を担わせていただきたいと思いますと考えております。

1万9,000人余の町民の皆様が、これからも明るく元気に生き生きとした生活ができ、この町に住んでよかったですと思えるような町にすることが私の重要な職務であると認識しております。そのためには第5次まちづくり総合計画の着実な推進と財政再建3カ年計画の達成により、確かな財政基盤を確立することが、今後の私に与えられた最大の使命だと考えておりますので、柏村議員を初め議員の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、指定管理者と再任雇用制度との一本化での組み合わせについてのおただしであります。平成18年度から行財政改革の最も重要な実施項目の1つとして、健康センターを初めとする公共施設への指定管理者制度を導入いたしました。現段階では結論的な検証はできませんが、1年間の実施状況からすると、多くの町民の皆様からよい評価の声をいただき、財政的な効果もあらわしていることから、今後も指定管理者導入施設を拡大するよう検討を進めております。

職員の再任雇用制度につきましては、前回、6月定例会にも角田議員からおただしがありましたが、平成13年の制度開始から現在に至るまで適用はございません。しかしながら、職員が長年公務で培った能力及び経験は町の貴重な財産であり、指定管理者導入施設でそれを生かすという議員のご意見には、私も全く意を同じくするものであり、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

今後、町が実施している業務内容の点検により委託可能な業務を洗い出し、現在の再任雇用制度と指定管理者制度の関連も調査しながら、退職職員のNPO団体等への参加、あるいは新たな組織化なども視野に入れて、よりよい民間委託、指定管理者の導入を幅広く検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を

お願いいたします。

次に、総合運動公園用地の今後の取り組みについてのご質問であります。この課題につきましては、柏村議員を初め議会の皆様とともに、数多くの町民の方々にご心配をおかけしているところであり、まちづくりにおける今後の重要な課題として、さまざまな角度から取り組んでまいりたいと考えているところであります。

運動公園用地の利活用につきましては、当初計画を廃止することをさきの議会において答弁いたしており、その後、寺内、鍋内地区においても説明会を開催しておりますので、一定のご理解はいただいたものと思っております。

今後の利活用等の方法につきましては、さまざまな方法が考えられますが、幾つかの考え方として、1つは、必要最小限の運動施設機能を備えた農村公園的な整備の考え方、2つ目は、民間の活力を活用した開発等により経済効果を高める考え方、3つ目は、売却等の方法により、運動施設以外の利活用をする考え方などがあると想定しております。今後、これらの考え方を取りまとめ、利活用のたたき台を作成し、年度内には議会を初め町民の皆様のご意見をいただく場を設定したいと考えているところであります。柏村議員を初め議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 柏村議員、再質問ございませんか。

○6番（柏村 栄君） はい。

○議長（根本信雄君） ここで暫時休議いたします。

(午前11時04分)

○議長（根本信雄君） それでは、再開をいたします。

(午前11時15分)

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告3番、9番、藤井精七君の一般質問を許します。

9番。

[9番 藤井精七君登壇]

○9番（藤井精七君） 傍聴席の皆さん、本当に大変ご苦労さまでございます。しばらくぶりに傍聴者の前で一般質問をやるので緊張しております。

それでは、通告に従いまして順次一般質問をいたします。

三神小学校の放課後児童クラブの現在の状況、また、三神公民館と併用して、児童館としての対象者の拡大ということで伺います。

さきの6月議会において、同僚議員であります永沼副議長、そして渡辺議員とともども3期11年の議員として県の町村議長会より表彰を受けることができました。これも多くの支持者の方々と同じように、議場におられる同僚議員のご指導、お力添えのおかげと思っております。11年半、議員として何回か、欠かさず一般質問をしてきたつもりでございますが、特に、県道矢吹・石川線、この歩道整備の早期実現、そして、中野目の昭

和電器から3丁目に通じる、この2カ所の交差点の交通事故に伴う信号機の設置、そして、今から伺います三神小学校放課後児童クラブの開校ということで何回か一般質問をいたしました。特に、放課後児童クラブは、働きながら子供を育てるお母さん方の切実な願いとして、私も議員として強く取り組んで今まで来ました。そうした結果、平成15年4月から中畑小学校の子供たちと一緒に三神小学校の子供たちも放課後の生活、これを伸び伸びと送ることができるようになりました。

そうした中で、三神小から中畑小学校までの送迎で町当局も父兄も苦勞があったと思います。そうした苦勞が実ったということと、町当局の判断、決断で4月から三神公民館を利用して三神小学校の放課後児童クラブが開校されております。三神公民館は場所的に学校に近いので、子供たちを見守る先生方もいろいろな面で大変安心できるようです。また、公民館施設は、学校の施設と違ったところもあるので、子供の成長に大いに役立つと思います。

私は、この場所的に恵まれている三神公民館ですので、公民館と併用して児童館として対象者を拡大したらばいかがなものかと思っています。大きな子育て支援の力になるのではないかと考えております。

現在、午後6時まで、1年生から3年生、18名の子供たちを預かっていただいております。新しく建てるのは大変です。半世紀近く前の話ですが、私が小学校6年生のときは、三神小学校は六百数十名の児童がいました。現在百三十数名、100名を割ってしまうのではないかと心配しております。

町長は、子育て支援には大きな力を注いでおります。まだ半年ぐらいしかやっていないのに放課後児童クラブから今度は児童館の話かいという、そういうふうに思われるかもしれませんが、何回か児童クラブの現場を見てきて、これならお母さんたちも安心して働けるなあいつも思って帰ってきております。三神小児童クラブと公民館と併用して、児童館としてできるのではないかと私は考えておりますが、町長の考えを伺います。

次に、保健福祉課移動後の空き室の今後の利用、活用計画について伺います。

少子・高齢化社会に対応していくための拠点、柱になる、そういう施設、保健センターが建設されたわけですが、その1室から保健福祉課が本庁に移動してきました。同僚議員から、今、町長再選の出馬をと質問がされまして、2期目の町長選出馬の決意が語られましたが、1期4年間、いつも言うように引っ越しに始まり、引っ越しで終わる、果たして職員は落ちついて仕事ができののかなという不安も残ります。そこに保健福祉課の仕事を見ますと、揺りかごからお墓の手前までと多種多様にわたります。個人のプライバシーと関係のあるのもたくさんございます。

私は、そのような中で、保健福祉課はあの場所、保健福祉センターが適したと今でも思っております。町長が考えに考えた上での決断だとは思いますが、これはもちろん思いつきだけでは困りますが、私はここ1週間、最低1回中央公民館に行っていますが、中央公民館の職員の部屋は、職員数の割には本当に狭いいつも思っております。机と机の間、ここを通るのになかなか大変でございます。53キロの私が大変ですので、町長は通行どめだと思います。もっとも町長は、用があるときは職員を呼び出せばいいのですから心配はありませんが、職員同士の話、相談のときは近くてよいときもあると思いますが、1人でじっくりと仕事をする、そういう環境ではないようにも思われます。

そこで、先ほどの三神公民館の児童館の話ではありませんが、これも同じように、生涯学習課を公民館から保健福祉課の跡に移動して、保健福祉センター兼生涯学習センターとしてもっと施設の利用を図られないかなと

も思っております。保健福祉課の空き室の今後の利活用、どう考えているのか伺います。

次に、羽鳥幹線水路上部利用計画の進みぐあいについて伺います。

町長は、中学校建設には並々ならぬ決意で臨んでおりますが、この事業も第5次矢吹町まちづくり総合計画の中でも大きな事業の1つだと思えます。さきに矢吹原土地改良区総務委員会に地区内導水幹線用水路の多目的上部の利用について町から申請があり、議案として上程され、私は都合により総務委員会に出席できませんでしたが、同僚議員の柏村議員から、総務委員会では可決、承認されたと聞いております。この事業、かなりお金がかかると思えます。また、事業のよしあしでは町の中の景観、また町全体に及ぼすイメージもはかり知れないものがあると思えます。ぜひイメージアップにつながる事業にしていきたいと思えます。

財政再建という中で事業を進めていくのに、担当課の職員も大変と思えますが、創意工夫、努力で、前にも述べたように、矢吹町のイメージアップ、これにつながる、そうした事業になるよう取り組んでいきたいと思えます。現在の計画等はどこまで進んでいるのか伺います。

次に、堤公民館建設に対して、現在の取り組み状況はということで伺います。

今晚から白河農協の集落座談会が開催されますが、私も白河農協の理事として、この堤公民館の集落座談会に出席するようになっております。いつも言うように、堤公民館は本当に古い建物です。堤の集落の方々に申しわけなく思っ帰ってくる、そういう次第でございます。町民として不公平だという、そういう声も聞かれます。町長の一声で建設してやるというわけにはいかない、そういうふうには考えておりますが、そういう声も欲しいと今思っております。現在までの取り組み状況はどうなっているのか伺います。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井精七議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井精七議員の質問にお答えいたします。

三神小学校の児童クラブにつきましては平成15年度からでございますが、人数の関係などから中畑小学校と合同での対応をしましてまいりました。児童が毎日中畑小学校に通うということで不便をかけておりましたが、平成19年度からは念願の三神地区での開設が実現できました。現在、三神公民館の1階和室を使い、1年生から3年生まで、合わせて18名の児童を指導員2名の体制でお預かりしております。三神公民館の日中の利用が余りないことから児童館としての機能も併設して、4年生以上の児童も預かれるようにしてはどうかとの藤井議員のおただしでございますが、現在の矢吹町における児童館の位置づけと放課後児童クラブとともに検討すべき事業について説明をさせていただきます。

最初に、本町における児童館の位置づけについてでございますが、第5次矢吹町まちづくり総合計画には、児童館の整備事業は具体的には掲げられておりません。しかしながら、安心して子供を育てることができる環境づくりという施策の基本的な方針の中で、放課後児童クラブの充実を図るほか、児童館の機能をあわせ持った施設等を整備検討しますと述べており、今後、児童館の機能を持った施設等についても検討していかなければならないと考えております。

次に、今年度から国でスタートさせた放課後子どもプラン事業についてでございますが、この事業は厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子ども教室が一体となった事業であります。矢吹町に

おきましては、放課後児童クラブは平成8年度から実施しておりますが、放課後子ども教室につきましては、これから運営委員会を立ち上げ、事業内容を検討することとしておりますので、この中で4年生以上の対応等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、幼稚園における預かり保育についてであります。現在、三神幼稚園の預かり保育は中畑幼稚園と合同で実施しており、子供たちが中畑幼稚園に通っておりますので、例えば、預かり保育と児童クラブを同じ施設で行うなどの方法も検討しなければならないと考えております。

以上述べましたことを踏まえ、三神地区ばかりでなく、矢吹町全体で、国・県の補助事業等の有効活用を図りながら、幼稚園児から4年生以上の児童まで対応できる方法について検討し、それぞれの地域に合った、よりよい方法で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保健福祉課の移動に伴う空き室の今後の利用活用の計画についての質問であります。ことし7月の総合窓口開設に伴い保健福祉課が役場へ移動となり、使用してまいりました事務所が現在、空き状態となっております。この空き室の利用につきましては現在検討を行っていますが、当面は町民の健康増進と福祉の向上を図る施設として、健康づくり事業や乳幼児検診、母子保健事業の各種教室、講習会、介護予防事業の充実で活用していきたいと考えております。また、町民の健康づくりのためのヘルスステーションとして、健康づくりの相談窓口や健康器具を用いた健康教室を実施するための施設としての利用を計画していきたいと考えております。

その他、児童福祉の施設として有効活用し、まちづくり総合計画の中に位置づけている子育て支援センターの設置場所としてとらえ、子育て相談、親子の交流、子育て支援情報の提供、子育て支援サークルの支援のため、幼稚園や保育園と連携し相互利用を展開し、これから先の幼児、児童福祉の中核施設としてのプランを考えております。

なお、生涯学習課を保健福祉センターの空き室に移動することについては、現在のところ考えておりません。今後とも保健福祉センターとして町民の保健と福祉の拠点として、健康増進事業等に有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、羽鳥幹線用水路上部の利用計画の進みぐあいについてのおただしであります。矢吹町内の羽鳥幹線用水路工事につきましては、農林水産省事業として平成21年度完了予定に向け工事を進めている状況にあります。これらの工事完了後、パイプ布設上部の利用計画につきまして、隈戸川農業水利事業所や矢吹原土地改良区との事業調整を図っているところでございます。これまでの用水路は開水路で、中心市街地部が東西に分断されているため、用途地域にもかかわらず、その沿線は未利用地が多い状況であります。このため用水路の暗渠化に伴い、用水路上部を生活道路(町道)及び防災上の空間として活用し、市街地の活性化を図りたいと考えております。

この事業につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画の主要事業に位置づけられていますので、町民の意見を取り入れた住民参加による道路整備を図りたいと考えております。

整備計画の規模としましては、新町・弥栄線(新道踏切)付近から北町地内までの延長約2,700メートル、車道幅員4メートル、全幅員5メートル程度で、国営幹線用水路の構造物に影響を及ぼさないように重量規制等に考慮した道路整備を計画しております。用水路敷地が広い場所については、創意工夫により歩道や緑地帯

を設けるなど、また、構造上支障がない箇所については、一部せせらぎ水路等の計画もしているところがございます。

この事業の取り組みに先立ち、矢吹原土地改良区と協議をし、今年度中にも理事会の承認を得た後、町道認定に向けた準備を進め、町議会の承認を得たいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、その後は道路関係部局の事業として整備してまいりたいと考えております。

なお、町道認定後の用水路敷地の維持管理については、町道路として管理することとなります。

次に、堤公民館建設についてのご質問であります。現在、町内各地区集会所につきましても、町が所有している集会所が32カ所あり、いずれの施設についても平成18年4月から指定管理者制度に移行し、各行政区により適正な管理運営がなされているところであります。

堤集会所につきましても、昭和40年代に行政区により建設され、行政区により管理運営がなされており、既に35年以上経過し老朽化が進み、地域から早急な建てかえについての強い要望が継続的に出されております。これに伴い、昨年の11月に堤行政区役員と堤集会所建設委員に対する説明を行い、矢吹町第5次まちづくり総合計画で地域集会所建設事業として位置づけている状況や、町の財政状況等について説明し、厳しい財政状況の中ではありますが、平成22年度建設実現に向けて努力していくことについて理解を得たところでございます。

今後も地元行政区と協議しながら、補助事業としての対応を優先に建設実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井精七議員、再質問はございませんか。

9番。

○9番（藤井精七君） 三神児童クラブ、放課後児童クラブの関係で再質問いたします。

現在、三神放課後児童クラブは、先ほど町長から答弁ありましたが、三神公民館2階になっておりますが、1階の部分、部分に用途して開校しておりますが、先生方も開校したとき、かなり汚れていて、これで子供たちを預かるのに大丈夫かなというような心配をしたようですが、将来的にもここでやっていただくためにも、三神公民館もかなり施設全体としても古くなっています。そうした中で、先生方の要望、また、子供たちの希望、声を聞きながらこれからも続けてやっていただきたいと思っております。

そうした中で、いろいろな予算的な対応も必要になってくると思いますが、町長は現在三神公民館、そういう内装の改修とか、子供たちの何か欲しい、この前行ったときは、議員さん、キーボード欲しいなんて子供たちに言われましたが、そういう声も聞いてやらなければならないと思っておりますが、町長はその辺の対応をどう考えているのか伺っておきます。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井精七議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井精七議員の再質問にお答えいたします。

三神小児童クラブのおただしについてでございますが、公民館の1階の部分利用、公民館の1階部分が汚れ

ているというようなことで、将来先生や親の要望に伴って改修や施設の充実をするのかというおただしでございますが、現在、小・中学校、幼稚園も含めて全体的な施設の整備改修の計画等もございます。これらについてその内容が、その整備計画に沿ったものであるかどうかも含めて、十分に現状を把握しながら、その整備計画にのせるかどうかについても検討してまいりたいというふうに考えておりますし、また、いろいろな備品関係の導入等についても同じような考え方で全体的な計画の中で考えてまいりたいと思いますが、まずはそちらの方に足を運ばせていただいて現状の把握をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（根本信雄君） 9番、藤井議員、再々質問ないですか。

○9番（藤井精七君） はい。

○議長（根本信雄君） 以上で9番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議いたします。

（午前11時42分）

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（根本信雄君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

続きまして、通告4番、10番、棚木良一君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 通告順に従いまして、順次一般質問を行います。

まず最初に、後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題に対する町の対応はということで質問をいたします。

後期高齢者、大変聞きなれない言葉だと思うんですが、現行の老人保健制度は国民健康保険などの拠出金と国・自治体の補助金で運営されています。新たにつくられる後期高齢者医療制度は、国や自治体からの補助が5割、各医療保険からの拠出が4割となり、残りの1割を後期高齢者からの保険料で賄う制度であります。後期高齢者対象の独立した医療保険制度をつくることで、今後、後期高齢者の人口増に伴って、医療費が上がれば高齢者自身の保険料の値上げか、医療水準の引き下げかという二者択一を迫られる問題があります。これが1点。

そしてまた、保険料の問題です。各都道府県の後期高齢者医療広域連合が決めるわけでありましてけれども、厚生労働省は年金収入が年間208万円の人で月平均6,200円、年7万4,400円の保険料と試算しています。保険料には所得割と均等割があり、所得割は夫婦2人世帯で夫の年金収入が153万円以上からかかることとなります。所得がなくても均等割が月平均3,100円かかり、低所得者にとっては重い負担となります。重大な問題は、滞納に対する制裁措置が盛り込まれたことでもあります。これまで国保では70歳以上には資格証明書が発行され

ませんでした。しかし、後期高齢者医療制度では、滞納をすると、まず短期保険証が発行され、さらに1年間滞納すれば資格証明書が発行されます。そもそも1万5,000円以上の年金受給者は天引きで滞納は発生しません。滞納が発生するのは1万5,000円未満の年金受給者であり、低所得者ほど医療を受ける権利が奪われる可能性が高くなります。

また、今回の制度導入にあわせて、65歳から74歳までの年金生活者の国保料が年金から天引きされます。これによって分納誓約や納付猶予の相談ができなくなることになります。同時に、窓口負担は70歳から74歳で1割から2割に引き上げられます。さらに負担が重くなってしまいます。この実施は来年4月から、75歳以上すべての高齢者と65歳以上で一定の障害がある人などを対象とする後期高齢者医療制度であります。

厚生労働省は制度導入に当たって、その細部についてはいまだ明らかにしていません。少ない年金から天引きされたら暮らしていけるのか、高齢者をいじめる医療制度は許せない、保険料が幾らになるのかなど不安と怒りの声が上がっています。この制度を知れば知るほど、大きな不安を感じるのは同僚議員の皆様も同じではないかと思えます。

ただいま言いましたような問題点について、実施まであと6カ月であります。この問題点について、町としてはどのように対応して、そして、町民の皆さんにはどのように周知徹底していくのかお尋ねをするものであります。

さらに、この後期高齢者医療制度は広域連合議会が主体となってやります。矢吹町からは、この広域連合議会にはだれ一人として出ておりません。ですから、町の町民の声などは反映されません。そういった問題もあります。そういった広域連合議会の構成と、そして選出方法の改善についても問題が私はあると思えます。そういったことについても、今後どのように対応していくのかお尋ねをするものであります。

次に、県内で2番目に高い国民健康保険税を引き下げることについてであります。

さきの6月議会でも言いました。この点については取り上げたわけでありまして。ご承知のように、矢吹町の平成18年度の滞納総額については、件数で2万6,531件、人数で2,015人、6億711万8,533円にもなります。その中で、特に収入がなくてもかかってしまう固定資産税と国保税の滞納額は5億2,642万7,049円にもなります。国保税だけでも17年度は464人、18年度は525人と滞納する人がふえております。

このように、収入がなくてもかかってしまう税金、その上、県内2番目に高い国保税には、庶民の皆さんからも、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしい、こういう悲鳴が上がるのは当然であります。その上、ことしは定率減税の全廃に伴って住民税の増税で介護も国保も増税になってきております。多くの町民の切実な願いであります国保税の引き下げ、何としても国保税を引き下げてくださいたい。多くの町民の願いであります。

幸い、矢吹町には一般財源から繰り入れをしなくても、財源が積立基金として1億1,000万円余りあります。この一部を活用すれば引き下げは可能でありますので、町長が断行すれば、決断すればすぐできることであります。この点について、町長は国保基金の活用、つまり取り崩しはやらない、一般会計からの繰り入れもしない、これまでの町の対応では、国保税は引き下げはできない。恐らく来年は——ことしはですか、県内一に高い国保税の町になってしまうのではないかと心配をするものであります。この点について、町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

6月議会の私の再質問で、町長は国民健康保険の理念についても触れておりますが、私もその理念については理解しているつもりでございます。財政負担をふやすようなことの話をしておりましたが、決して今住民の方に財政負担をふやすようにはなっていないということを議員はご理解いただいているというふうに思っております。平成17年度、18年度、19年度、国保税の税率については私も一度も引き上げた覚えはありません。負担は今のところ増しているという認識は持ってございません。このように6月議会で私の再質問に答弁をしたわけですが、これについて、財政負担をふやすようなことはしていないというようなことでありますけれども、私の記憶では16年、17年と国保税はわずかではありますけれども値上がりをしたというふうに覚えているわけです。私が間違っているのか、町長が間違っているのかわかりませんが、もし間違っていたら、今議会で謝罪をして訂正をしていただきたいというふうに思いますが、この点についても、町長の見解を求めます。

次に、3番目に、住民税増税に対する町の救済策について質問をいたします。

住民税の大増税、町役場からの納付書が送られてきてびっくり、所得税と住民税を合わせた全体の税負担は変わりませんと宣伝してきましたが、定率減税廃止に伴う増税ははっきりしています。定率減税廃止と税源移譲に伴い、福島県では約250億円の増収と言われております。矢吹町でも、私の試算でも1億6,000万から8,000万くらいになるのかなと思いますけれども、その点についてはどのくらいになるのかお聞かせいただきたいと思っております。

定率減税の廃止に伴い住民税と国保税の増税には、何とかならないか、余りにもひど過ぎるという声があちこちで起きています。町役場にも間違いではないかという問い合わせがたくさんあったと聞いています。町として、これらの救済策について何か考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

また、増収分について、町民の暮らしの応援策として今回提案されている健康センター、農業集落排水、公共下水道に回して使用料の値上げをしないことや、あるいは高い国保税を引き下げることにしてはどうか提言するものですが、いかがでしょうか。

4番目に、町財政3カ年計画は町民に新たな負担をさせない。そして、住民サービスを低下させないで進めるべきと。当面、健康センター、公共下水道、農業集落排水……（テーブル切れ）……この中で社会教育施設使用料、体育施設使用料、福祉会館使用料がそれぞれ当初の提案が見直され、使用料の値上げが見送られることになったわけでありまして。このことについては、利用者はもちろんのこと、町民からも喜ばれたわけでありまして。

私どもは、住民への行政サービス削減と負担増での単純な財政再建計画には反対であります。基本的には浪費、むだ遣いの徹底的な見直しと計画的な事業計画が必要と考えます。そのためにも行財政改革は何よりも町民への情報公開を徹底すること、町民の意見をよく聞くようにすることなどが必要であります。

財政再建に関する説明会においても、町民の皆さんからたくさんの意見があったわけでありまして。特に、役場と議員に対する批判も多くあり、このような財政状況になった責任をとるべきである、このような財政再建の計画は町民がもっと参加してやるべきであると、町民への負担をしないで検討するべきであると、まず、みずからの厳しさを見せてほしいと、こういう声があったわけでありまして、今回提案されております使用料の値上げについては、当然私は見送って、そして町三役を初め議員、そして町職員一丸となって町民に負担を

ふやさない、そういう財政再建に取り組むべきではないのかということで再度質問をするわけであります。その点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

県立高校普通科全県1学区制について、教育長の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

5月30日の民友、民報新聞に、普通科は全県1学区、県立校全日制、09年度にも導入、県学校教育審が答申というような報道があったわけであります。

既にご承知のように、ことし5月30日、福島県学校教育審議会答申、福島の未来を担う人づくりについてが発表されました。答申は地域に根差した魅力ある教育づくりとして、県立高校の通学区を県内どこの地域においても高校進学が確保されることなどを理由に、普通科通学区は県下一元化にすることが適当であるとしましたが、私は大変な問題があると思います。広大な県土を有する本件において、通学区を1学区にすることは、この答申が期待する地域に根差した魅力ある教育とは相反するものであります。さらに、生徒が都市部に集中することによって、既設校の廃止や通学費用、下宿費用などの負担増、学校負担格差が広がり、子供たちは激しい競争にさらされ、多感な青年期に親元を離れ生活することは心の成長に与える影響も大きいと考えます。県立高校の全県1学区は、新たな学校間競争と教育の格差を広げることになり、子供たちに及ぼす影響が大きい上、さらに高校統廃合につながるおそれもありますので実施は見送るべきだと思います。この点について、町の教育長としてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（根本信雄君） ただいまの10番、棚木良一議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木良一議員の質問にお答えいたします。

平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度にかかわる諸問題についてのおたがしであります。現時点で想定できるものについてお答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度における保険料につきましては、現在、後期高齢者医療広域連合において医療費及び保険料の推計の基礎となる対象者数、所得情報などの把握に必要なシステム整備を市町村と連携をとりながら準備作業を進めているところであります。低所得世帯に属する方の保険料は、国民健康保険税と同様に均等割が軽減される予定になっておりますが、具体的な保険料率・額などにつきましてはお答えできる状況にございませんので、ご理解をお願いいたします。

また、滞納者に対する保険証にかわる資格証明の発行などのように、全県一律の扱いとなるか市町村の実情に応じた対応となるか決定されていない重要な案件も多数あるかと思いますが、国民健康保険の被保険者であったときよりも不利とならないよう機会をとらえて要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他、想定されることといたしましては、後期高齢者医療制度に変わりますと、75歳以上の高齢者は広域連合の被保険者となり、国民健康保険税に当たる保険料を直接広域連合に納付することになります。ご承知のように、現在の国民健康保険税は世帯主課税であり、若い世代が世帯主である家庭においては、世帯主が高齢者分を含め国民健康保険税を負担しておりましたが、後期高齢者医療制度になりますと、被保険者が直接年金

から特別徴収により保険料を納めることとなりますので、この点の周知が重要になると考えております。

また、平成20年4月以降は、後期高齢者の保険証を使用していただくこととなりますので、3月31日までの期限となる国民健康保険の保険証からの切りかえも混乱を来さないよう配慮する必要があると考えております。特に、4月以降に75歳に達する方は、その誕生日から切りかえていただくこととなりますので、十分に周知を図ってまいりたいと考えております。

今後、後期高齢者医療制度を十分理解していただき、新制度にスムーズに移行できるよう広域連合との連携を図りながらPRに努めていきたいと考えております。

なお、おただしの広域連合の議会議員については、当管内から代表として、泉崎村、小林村長が選出されており、連絡を密にしながら当管内の共通認識を十分に共有しながら、今後よりよい運営に向けて対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県内で2番目に高い国保税の引き下げについてのおただしであります。さきの6月議会でも答弁しておりますが、現在、鋭意努力をしているところであります。

税務課におきましては、課税の段階で低所得の世帯に対しましては、所得区分に応じ税額を2割、5割、7割の軽減措置を講じており、軽減措置を受けている世帯の割合は47%であります。また、納期内納入が困難な納税義務者に対しましては、納税相談を実施し年度内完納に向けて指導をいたしております。課税額を低く抑える方策として収納率の向上があり、税務課内に収納対策室を設け、高額滞納者の滞納処分を初めとする未納者対策を積極的に推進しております。

保健福祉課におきましては、町民の健康を守るため、早期発見・早期治療を勧めて医療費の抑制を図っております。生活習慣病検診及び各地区での健康相談会やPETがん検診等の事業を積極的に推進しております。また、来年度からは医療制度の改革が行われ、後期高齢者医療の創設と検診・保健指導等がスタートいたします。

町といたしましては、国保財政の基盤確立と総合的な健康づくりを推進するため、保険給付と保健担当及び税収の横断的かつ効率的に配置・事業推進することによって医療費の抑制を図り、住民負担の軽減に努めているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、国保税の引き下げについて、前回6月議会の再々質問の答弁で、17、18、19年の値上げを一度も実施していないと答弁したところでございますが、平成17年度に応能割は据え置いたものの、医療分の応益割で均等割、平等割を一部値上げしておりました。おわびして訂正申し上げたいと思います。内容につきましては、応益割、均等割で1人当たり1,500円、平等割1世帯当たり500円の値上げを実施したところです。重ねておわび申し上げます。

次に、住民税増税に対する町の救済策のおただしであります。棚木議員もご存じのとおり、国の三位一体改革の一環で、国から地方へ税源を移しかえるため所得税と住民税の税率を改正したものであります。改正内容としましては、所得税は課税所得200万円までの最低税率を10%から5%に引き下げるとともに、累進税率を4段階から6段階に細分化されました。

住民税においては、課税所得200万円までが5%、200万から700万まで10%、700万以上13%という従前の累進税率が一律10%の比例税率に変更されました。これにより住民税はふえますが、所得税は減るため税負担は

従前と変わらないことになっております。実施時期は所得税で本年1月の源泉徴収分から、個人住民税は6月から実施されました。今回の改正では、前年と所得が変わらない場合を想定し、所得税と住民税の税負担は変わらないことになっております。

しかしながら、所得税と住民税とでは課税方式が違うため、所得税は所得があった年の収入に課税されるのに対し、住民税の所得割は前年の収入に基づいて計算されております。この違いにより税源移譲に伴う税負担増が生じております。つまり19年の所得が18年に比べて増加、もしくは横ばいだった場合、税源移譲による税金の増加はありませんが、転職や退職などによって所得が減少した場合、所得税の税率が下がり、所得税の減額幅が小さくなる反面、住民税が所得税の減額幅以上に増加することになります。

また、住宅ローン控除は年末の住宅ローン残高の一定割合を一定期間にわたって税額から控除するもので、所得税において設けられた制度であります。税源移譲によって所得税が減少することにより、住宅ローン控除も減少する結果となります。

このような税負担増の救済措置として、税源移譲により増税となる世帯で19年の所得が課税最低限を下回った場合には還付を受ける制度があります。また、住宅ローン控除については、所得税で控除できなかった分を翌年度分の個人住民税所得割から特別に税額を控除することができます。これらによりまして、税負担の軽減が所得税・住民税において図られておりますので、町独自の救済策につきましては、現在のところ実施を考えておりませんので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本年度の町民税調定額であります。対前年度比で約2億円増加しております。税源移譲によるものが主な増加理由であります。その他定率減税の廃止や老年者の非課税廃止も増加の一因であると考えられます。

町といたしましても、今後ともきめ細かな納税相談を実施し、納税意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政再建3カ年計画は町民に負担をさせない、住民サービスを低下させないで進めるべきとおただしであります。財政再建3カ年計画の最終的な目標は、歳入の増加と歳出の削減により3年間で約7億5,000万円の効果額を生み出すこととありますが、達成のためのそれぞれの実施内容は、なるべく町民の負担を抑えることと、住民サービスを低下させないことを命題として、徹底した内部管理経費の削減を主とした計画内容とし、さらに継続的に見直しを行っております。

今回の議案として提出させていただきました健康センター、公共下水道、農業集落排水の料金改定につきましては、当初の計画では10月から実施予定していたものを町民の皆さんの協力をいただきながら、この計画を推進するため実施を平成20年4月とし、さらに理解をいただくための説明を尽くすとともに、半年間の負担を抑える内容としたものであります。その抑えた分は内部管理経費の削減により補うことといたしました。

私も町民の皆さんの負担を少なくしたいという考えは同じくするものであります。この計画の達成より早い時期に健全な財政状況とし、さらなる住民サービスの向上を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 同じく、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 10番、棚木良一議員の質問にお答えいたします。

県立高校普通科全県1学区制について、教育長の考えはとのおただしでございますが、議員おただしのとおり、本年5月30日、福島県学校教育審議会から県教育長に対して、県立高校普通科の通学区域は全県一円とするのが適当とする答申がなされております。その主な理由は、現在の通学区域では市町村によって志願できる普通高校の数が制限されたり、市町村合併により、同一市内でありながら隣接学区に自由に応募できる地域と制限される地域が生じることの解消、そして、既に全県1学区となっている総合学科や専門学科などの高校とのバランスをとる必要があるというものです。

この答申を受けて、県教育委員会では8月初旬に県内3地区におきまして県民から意見を聞くための教育公聴会を開催しております。郡山市で開催された公聴会についての新聞報道によりますと、「学校間格差や序列化の進行、通学距離や時間の増加により保護者の経済的負担、学区拡大による中学校現場での入試事務の多忙化」などを理由とする反対意見が多く、賛成された方からも、「導入するにしても、生徒の動向を見きわめたり、現在の隣接学区への入学制限枠拡大を図るなどの移行期間を設けるべきではないか」という意見が出されたとのことでございます。

私個人といたしましては、この公聴会の反対意見のような弊害が明らかに起こるのであれば、答申のままの形で全県1学区制を導入するのはいかなるものかと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） 10番議員、再質問ございませんか。

10番。

○10番（棚木良一君） まず最初に、後期高齢者医療制度の施行に伴う諸問題に対する町の対応はということで再質問をいたします。

先ほども言いましたように、その後期高齢者医療制度というものは、なぜこんな制度を導入したのでしょうか。その最大の目的は、国と大企業の社会保障に対する負担を減らすことにあると言われております。ですから、町民にとっては大変負担になる制度であります。ただいま言いましたような問題点、その制度の矛盾を明らかにして、国に対して抜本的な改善を求めていくべきだというふうに思います。

それで、広域連合議会には矢吹町からはだれも入っていないと、お隣の泉崎の村長だということでもありますので、つまりそういったことを泉崎の村長さんをお願いをしたり、あるいは県や国に直接改善を要求すると、そういったことが非常に大切ではないかと思えます。

特に、広域連合議会に対しては、現在、この保険料の試算などが検討されていると思えますので、そういったことについても中間報告などを求めて、やはり議論をすることが必要でないかと思えます。

さらに、国庫負担と県補助金の引き上げで保険料を低く抑えること、こういったことも必要であると思えます。さらには保険証の取り上げをやらないことや、手厚い減額免除制度をつくることなどが必要ではないかと思えます。今でも国民健康保険、あるいは介護保険滞納者が出てきているわけですから、こうした後期高齢者医療制度についても、このような問題がこれからたくさん出てくると思えますので、本当にお年寄りの皆さんが安心して医療を受けられる、そういった制度に改善していかなければならないと思えますので、そう

いった点で努力をしていただきたいと思います。

次に、高い国保税を引き下げることについてであります。

先ほど町長から答弁があったわけでありませけれども、このままでは矢吹町は県内で一番高い国保税の町になってしまうのではないかと心配するわけでありませ。それはどういうことかと言いますと、他の市町村は一般会計から医療給付費そのものへ繰り入れをして国保税の軽減を図っているわけでありませ。矢吹町は、私は先ほども言いましたように、これまで、いわゆる2005年度の県内1人当たりの国保税では、県内で2位、8万6,728円です。1人当たり医療費は、一般では20万4,032円で40位、県内で。お年寄りの老人で82万8,358円で7位、退職者が37万5,136円、これ全部そのほかにですね、いわゆる薬ですね、これの報酬1人当たりが5万3,713円で23位、1件当たりの医療費が2万9,036円で27位、単純に合計をして計算しますと24.66位になるんですね、福島県内で。そうすると、24番目と言いますと、県内の1人当たりの平均保険料でいきますと、郡山市が1番で矢吹町が2番、24番目は南相馬市であります。保険税や国保税は幾らかと言いますと7万3,094円なんです。ですから、1億1,000万円ある現在国保の積立基金、このうち、つまり国保世帯3,435世帯、1世帯1万円ずつ引き下げても7,687万円基金として残るわけでありませ。

これは町長が決断すればすぐできることでありませるので、そういった点で、やはり町民の暮らしは一層厳しくなっているんですね。ですから、そういった町民の声に耳を傾けて、ぜひ、この3,435万円を活用して引き下げていただきたいというふうに再度取り上げますので、町長の考えをお聞かせいただきたいと思ひませ。

次に、住民税増税に対する町の救済策についてであります。

先ほど町長から約2億円くらいの増収になるということだったわけでありませけれども、先ほども言いましたように、増収分について町民の暮らしの応援策、そうしたことで高い国保税を引き下げることとか、あるいは今回提案されております健康センター、農業集落排水、公共下水道、こうしたところに回して使用料の値上げをしないと、こういう暮らしを応援してはどうかと提言するわけですが、先ほど答弁がなかったものですから、再度お聞きしたいと思ひませ。

さらに、6月27日の福島県議会において、私どもの藤川県議がこの住民税増税に対して県の救済策はということ質問をいたしましたら、県は収入減少により所得税非課税になった場合の住民税を税源移譲などの税額に戻す救済策を県民に周知徹底することを約束したわけですが、この住民税増税、救援策の周知徹底について、県からの通達は来ているのかいないのか。また、来ているとすれば、これらの周知徹底についてどのようにやっていくのか、それらについて……

○議長（根本信雄君） 棚木議員、残り時間2分ですからね、残り時間2分です。

○10番（棚木良一君） 財政3カ年計画について、例えば健康センター、お年寄りの方々、これまで無料だったのが使用料ですね、これは300円になるんですね。先ほども言いましたように、お年寄りの医療費は県内で7番目と高い方なんです、1人82万8,358円。ですから、こういった温水プールをお年寄りの皆さんにどんどん活用してもらって、その医療費を下げる、あるいはリハビリに活用する、そういった少しでも町の健康増進施設としてつくった施設でありますので、そういった点で、せめてそうした60歳以上のお年寄りについては、これまでどおり無料にすると、そういったことが本当に矢吹町に住んでよかったと。そしてまた、私たちが矢吹町はお年寄りの皆さんが温水プール無料なんだよと、ほかに自慢ができるわけでありませ。そういったこと

がなくなってしまったんでは、値上げ値上げでは矢吹町から若者がほかに行ってしまうので、そういった心配もありますので、ぜひともその点については、これまでどおり無料にさせていただきたいというふうに思います。

そしてまた、財政再建では……

○議長（根本信雄君） 棚木議員、タイムオーバーです。

○10番（棚木良一君） 最後……

○議長（根本信雄君） 最後でなくて、ルールですから、タイムオーバーですから……

棚木議員さん、簡単に。

○10番（棚木良一君） 3月議会でも言いましたけれども、町の会派からも財政再建については各議員からも出されているわけです。その中ではやはり議員の定数の削減、これなどについても議員みずから取り組まなければならないということで町民説明会でも言っているわけです。そういった点で、それらについては、定数問題調査特別委員会で検討しているわけですから、それも検討中です。さらに町長の町三役の退職金、それなどについても廃止するように提言しているわけですね、皆さん。ですから、これもまだ検討中でありまして、そうしたこともやらないうちに……

○議長（根本信雄君） 棚木さん、時間ですからね。

〔発言する者あり〕

○議長（根本信雄君） それはいいんですけども、ルールですから守ってください。だめです。

ただいまの10番、棚木議員は再々質問はございません。ご了解ください。

○10番（棚木良一君） 何その再々質問、今発言したでしょう。今、再々質問はやらないでしょう。

○議長（根本信雄君） 再質問に、だから再々質問はございませんので、ご了解ください。

10番、棚木良一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、棚木良一議員の再質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者、目的が国と大企業の負担を減らすと、一般住民については負担を増すばかりだということで、国に抜本的な改善、さらには国や県にそういった改善を要求していただきたいと。国・県の補助金をふやし、保険者証を取り上げない手厚い保険制度を構築していただきたいというような話がありました。これらについては、先ほども答弁させていただきましたように、さまざまな意見をいただいたわけですが、そういったことも含めて、国民健康保険の被保険者であったときよりも不利にならないよう、機会をとらえて泉崎の小林村長、議員さんの方に要望してまいりますので、そういった点についてご理解をいただきたいなというふうに思っております。

また、県内で一番高い町になってしまうのではないかと、そういう心配をしている、一般財源から繰り入れをしながら、他の市町村では負担を減らしたり、さらには基金を取り崩すなどの工夫もしたらいいのではないかなというように、そういうおただしでございますが、前にも申し上げましたように、町といたしましては、収納体制充実による歳入の確保、さらには総合的な健康づくりを推進するヘルスステーション事業による被保険

者の健康増進、保健指導充実に病気の予防を通じた医療費などの抑制などにより住民負担の軽減に努力していく所存でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

国保財政、大変厳しい状況でございますし、さらには住民の負担がふえないように、さらには県内で1番の町になってしまうように今後も努力していく覚悟でございますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思ひます。

次に、住民税2億円の増収分があると、これらについては町民の暮らしの応援策として使ったらどうだというふうなおただし、そしてご提案でございますが、私自身もちろんそのような考え方で今後、この増収分については考えていきたいというふうに思っております。2億円増収することによっては、財政の再建の大変貴重な財源となりますし、これらについては当然厳しい財政状況をかんがみながらも住民サービス向上に向けて使っていく、そういう財源になりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思ひます。

県の救済措置が県から通達として来ているのかというようなおただしでございますが、これについてはまだ県の方から通達という形では来ておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、財政再建問題で健康センターのプールの無料を有料化すると、老人の医療費が県で7番目に高いというようなことを考えていくと、これらについては値上げをするのではなく、広く多くの方に利用していただきたいと、そういう形にしたらどうだというふうなおただしでございますが、これらについてはさまざまな意見もございます。健康センターの運営審議会においても答申があったように、一定の負担についてはこたえていきたいと、負担してまいりたいというような、そういう考え方を述べさせたところ、健康センターの審議会の方でも了承されていることもご理解をいただきたいと思っております。

議員の報酬等については、コメントを差し控えさせていただきます。私含めて三役の退職金等の問題についても、今後検討の材料にさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上申し上げまして、私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 以上で10番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時50分)

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午後 2時02分)

◇ 永 沼 義 和 君

○議長（根本信雄君） 続きまして、通告5番、17番、永沼義和君の一般質問を許します。

17番。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 議場の皆さん、改めてこんにちは。

本日、第338回定例会開催されるに当たり、一般質問者6名と、近年例のない少人数であります。

私、通告5番目とのことで、これから質問させていただきます。

質問に入る前に、今定例会初めてご出席されております栗林教育長様には大変お疲れのことと思います。ご苦労さまでございます。また、先月、8月26日、大阪長居競技場で開催されました世界陸上競技大会に丹野麻美選手応援のために、8月25日夜8時、福島交通のバスにて総勢19名、その中に教育長、さらに教育長の奥様、そして奥様のご友人の女性が私たち同僚議員4名の公務席に着かれて、往復世間談義で疲れることもなく、もちろん退屈することもなく帰ってまいりました。また、バスの中ではお菓子、おいしいおしんこ、果物とごちそうに授かり心から御礼を申し上げます。どうぞ、栗林教育長、奥様と奥様の友人に、バスの中での同僚議員全員が感謝していることをぜひお伝えください。

これから、それでは本題に入らせていただきます。

今日の我が国日本は、義務教育は昭和から平成に入り19年、本当に長いトンネルから抜け出せません。特に、新世紀に入り7年、国の文部科学省、中教審では再三再四、連日のように審議検討されているわけですが、一向に明るい兆しは見えてまいりません。

また、9月4日報道された中で、中学生1年、2年の男女全員に柔道、剣道、ダンスを必修科目とすると。その目的は、日本の伝統文化を継承させることであるとのことでもあります。大変よいこととは思いますが、私は期待しません。期待しない理由は、指導に当たる先生のことでもあります。我が矢吹中学校に、例えばそれが導入されても、福島県の教育界の先生がどれだけ柔剣道、ダンスはともかくとして、柔剣道を習得されてこられた方を矢吹中学校に連れてこられるのかどうか、これは今後の教育長の課題であろうと思います。

そして、質問の中身に入ります。

1点目、7月に就任して間もなく年末に入っていくわけですが、来年度の先生の分捕り合戦が始まるのではなかろうかと思えます。そうした中で、一番教育長の大事なことは、いい先生をどれだけ矢吹町の小・中学校に連れてこられるか。よい教師からよい生徒が育つというのは私だけの考えではないと思えます。ひとつ、この辺で新教育長の力を発揮していただきたい。できるかできないか、どの辺のことを考えているかお聞かせいただきたく思えます。

2点目、このことに対しては、過去にも質問したことがございます。中学校の授業時間はともかく、小学校の授業時間というものは、1年間1人の担任教師で決まってしまう。私は、このことに対してはまさしく不平等であろうと、学校教育の中で。やはり小学校の教師であっても得意科目があるわけです。自分が得意だという分野が。そういった課程を1時間、2時間、算数、国語、いろいろと得意分野があろうかと思えます。そうした形を請け負わせるということで、子供の1科目1科目の向上につながるのではなかろうかと思えますし、また、教師も自信を持って指導に当たられるわけです。それを見よう見まねの本を眺めて棒読みの体制では一つも子供に対して説得がない、これは私も小学時代、中学時代、そういった経験をしておりますから十分わかります。ひとつ、その辺、そして不登校の減少になるのではなかろうか。

また、1年間同じ、例えば1クラスに悪い——悪いという恐縮ですが、質の落ちる教師に当たった生徒は大変不幸であろうと。いい先生のところ、クラスの子供たちは、これはいいですよ。中には先生にもいろいろありますから、そうした中で、ひとつ、その辺の考えを先ほど同僚議員からも教育改革、独自の教育方法、国の方法を守るだけが義務教育ではないと私も思いますし、矢吹町の教育界の重鎮として、ひとつ大いに力を振るっていただきたい。その辺の考えあるかどうかお聞かせさせていただきます。

3点目、先月8月6日、あるきっかけで全日本テイボール大会交流会に、我が町子供、矢小5名、善郷小、三神小4人、中畑2人、計15名が埼玉県の所沢球場にて交流会に参加されました。たった10日足らずの練習の中で優勝いたしました。帰ってきたその子供たちに、どうだったと聞いたら、感激して喜んでおりました。あの子供の目、あの行動、元気力、優勝した、全国で優勝した、あの声を聞いたときに、私は、この小学生、これは4年生以下ですから、この低学年の子供らに、これほど目を輝かせ、今までと違った行動で私にこたえてくれたこと、私本当に涙がこぼれるくらいうれしくなりました。その感激をひとつ多くの地域を担う子供、日本の宝物である子供にひとつ教えてやりたい。

今、低学年でスポーツというと、せいぜい走ることぐらいで、あと鉄棒と逆上がりぐらい、やるかやらないかぐらい、いろいろとスポーツに体を動かすことに興味はありますけれども、そういった中で、テイボールというのは、教育長ご存じですか。それならなお簡単ですが、これは危険でないんですね。このことをある町民の方に話したら、70歳からの人ですが、それはおれたちグラウンドゴルフやるよりいいなと、おれたちもやりたいという声は実は何人かの方に聞かれました。

そういった中で、このテイボール、全日本テイボール、矢吹町テイボール、これを実は東北に発信していただきたいというふうな中央から——中央というと政治的になりますが、その代表は海部俊樹さんとか、いろいろな方、早稲田OBの方がほとんど役員です。そういった方がなっていますが、ひとつ矢吹を基盤に東北をテイボールの発祥の地として動かしていただきたいというふうな声は実は先日ある友人から聞かれました。ひとつ永沼さん、これを町でどう考えるか、それじゃ一般質問でやるかなというようなことで約束しましたので、そのことに対して教育長がどう動くか、その辺の所信をお聞かせいただきたい。

続いて、4点目。来年の北京オリンピックに我が町の丹野麻美選手が出場するわけでございますが、今定例会の記者会見で野崎町長は、町を挙げて応援したいというふうなことがありましたが、これは教育長も、今月の末に、先月22日の後援会準備設立会で町長の方からも話がありましたが、教育長も同席していましたので、9月末には後援会を立ち上げたいというふうなことでございましたので、その中にひとつ役員の、町長の下になるかしれませんが、運営として入るんでございましょうが、教育長として、この辺に対して、果たして、1年近くありますから町を挙げて応援、どのような体制、教育長としてとれるのか、この辺の件もお聞かせいただきたい。

今回の大阪でも、大会には甚だ残念な、応援の結果、残念な結果だと私は教育長、思います。それはなぜ、町長はこのことに対しても、前の世界出場の報告にお父さんと丹野麻美さんが来たときに、町長は町を挙げて応援したいというふうなことを言われました。しかし、その22日の準備設立会まで実は議会の方にも何の指示もございませんでした。ただ、そう言っただけで、そのうち町も新聞にチラシや何かで福島交通の応援バスが出ると、1万9,800円だと、それはチケット代も含むと、その中でいざこざ、準備設立会の中でいろいろと議論がありましたことは教育長ご存じでございましょうから詳しくは申しませんが、そういった中で、町長、いろいろありますが、総勢、約、向こうに行ったときに40数名かな、現地人等50名足らずでございましたが、バスで行ったのが19名、あとはそれなりに理由があるでしょう。新幹線で行った方々、また飛行機で行った方々、行くときに新幹線で行って、帰りにバスに乗った方いろいろいました。それが町一丸となつての応援体制なのかどうか、その辺も教育長に伺います。

そして、5点目。今定例会にゴルフ場、中学生、矢中にゴルフを習わせるといったことで予算化されております。このことに対して教育長の考えを、いつからどのような形で進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） ただいまの17番、永沼義和議員の一般質問に答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 17番、永沼義和議員の質問にお答えいたします。

新教育長に問う。混迷し続ける我が国教育界、矢吹町の教育を早急に本当の教えを見詰め直す考えはどのおただしでございませうが、議員ご承知のように、昭和22年教育基本法が制定されてから約60年、この間、教育を取り巻く環境は大きく変わってきました。一般に指摘されている課題を挙げますと、社会では科学技術の進歩、少子・高齢化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下など。家庭においては、教育力の低下、育児に不安や悩みを持つ親の増加など。また、学校においては、いじめ、不登校など。地域社会においては教育力の低下、近隣住民間の連帯感の希薄化など。子供においては、基本的生活習慣の乱れ、学力や体力、社会性の低下などになります。

学習指導要領の改訂作業を進めている中央教育審議会の小学校部会は、小学校3年生以上で週3時間程度実施している総合的な学習の時間を週1時間程度減らし、国語、算数、社会、理科、体育の授業時間数を全体で1割程度ふやす素案をまとめました。これは1977年以来続いた授業時間数削減の流れを30年ぶりに転換し、ゆとり教育を改正することになります。主要教科の改善は、1つは、漢字や計算など基本的知識・技能を反復練習で強化すること。2番目は、言葉や数式、図、グラフを活用したりレポート、発表などの表現力の育成。3番目は、観察・実験など体験の充実などであります。また、教育基本法と学校教育法の改正を受け、道徳教育を充実させる一方で、総合学習で地域文化・伝統を教える必要性を強調しています。このように、国においては、学校教育につきましては教育基本法、学校教育法等の改正、そして、学習指導要領の改訂により、新たな教育改革を進めようとしております。

私としての考えは、保育園、幼稚園及び小・中学校教育の一層の充実を挙げたいと存じます。子供は国の宝、町の宝であります。この矢吹町の宝である子供たちが健やかに成長していくためには、地域、家庭、学校、園の連携協力が大切であります。保育園や幼稚園においては、保護者会や懇談会、その他の機会をとらえて、保護者の要望に応じて子育ての悩み等、さまざまな相談に応じたり、家庭の役割や保育園、幼稚園の役割を園と保護者が互いに理解を深めたりして、ともに子供の望ましい成長を図っていくことと存じます。

また、小・中学校においても、一人一人の子供の実態に応じた指導に努め、個々の子供の健やかな成長を促したいと思っております。社会性や道徳性の涵養とともに、子供たちに確かな力をつけ、将来の進路希望が実現できるよう、毎日の授業を中心とした教育活動の充実を図っていくということと存じます。そのために、これらのことに、保育園、幼稚園、小・中学校の校園長を初め教職員の理解を図りながら、ともに努力してまいりたいと考えています。

また、子供たちの健全な人材育成のためには、学校教育はもちろんであります、スポーツ少年団等の健全

育成団体、社会教育関係団体などの協力はまことに大であります。これらの団体にはさらなる活動の活性化や充実をお願いするとともに、関係者の皆様と一緒に子供たちの育成に努めてまいりたいと思います。

また、年度末の人事等にもお話がございましたように、これにつきましては、最大限の努力をしていきたいと考えております。

それから、小学校の学級担任が1人で全教科を持つことについてでございますが、これについては、少し難しいこともあります。と申しますのは、授業時数の担当時数ということでございます。今までと違いまして、10年ほど前に制定されている現在の学習指導要領の時数によりますと、毎週1時間とか、毎週5時間というふうにはなっていないわけでございます。それから、教科によって時数が違うものですから、例えば、隣の担任と授業を交換してというのが、例えば、社会と理科の時数が違うとか、そういうのがあるものですから難しいところもあるんですが、しかし、これは小学校の校長とも相談をいたしまして、全教科というぐあいにはまいりませんが、1教科でもいいから、できるところからできるような方法を検討してまいりたいというふうを考えております。

テイボール大会についてでございますが、全国大会に出て優勝してきたというのは、本当に立派なことであると、その活躍には本当にもろ手を挙げてお祝い申し上げたいというふうに思います。

私もテイボール経験が多少ありますが、本当に危険もなく、場合によったら親子でも楽しめると、子供同士でも、幾つになっても楽しめるものだと思いますので、これについては担当の者とも相談しながら、できれば指導者の応援なども得ながら広げていければというふうに考えております。

続きまして、丹野麻美選手の応援についてでございますが、この前の大阪世界陸上の折には大変お世話になりました、ありがとうございました。

北京オリンピックの応援については後援会が発足いたしますので、後援会の皆様と協議をしながら応援体制を組んでいければというふうに考えております。皆様のご協力並びにご指導を得ながら、丹野選手の少しでも力になれるように、町を挙げて応援できればと考えております。よろしく願いをいたします。

矢吹中学校におけるゴルフ教室についてでございますが、今年度は10月に何回かゴルフ教室を設けまして、そして——その前に中学生の希望をとってということになりますが、そして、学校外ゴルフ場をお借りしての教室ということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

こういうことを初め議員の皆様や教育委員の皆様のご指導を得ながら、町当局とともに教育委員会の事務局職員一同、力を合わせて、その重責を果たしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） 17番議員、再質問。

17番。

○17番（永沼義和君） 栗林教育長の答弁、まことにありがとうございます。

やわらかく再質問させていただきます。

まず、先生のことなんですが、最大限努力するというふうなことでございますが、一番は、教師の指導は校長だと思うんですね。その校長は、矢吹町はここ最近ほとんど退職する間近の校長先生が来るわけですよ。そうすると、立つ鳥後を濁さずではないですが、はっきりと先生が指導できないと、こういった校長も過去にありました。何でと言ったら、十人十色でいろいろ考えが違うんだと、それを言えないと。その校長は来年退職

というような中で、過去にですよ、次の年退職ということで言いましたので、ひとつ、この辺の校長の存在もひとつ大きな力かなと思いますので、この辺にもメスを入れていただきたいと思います。

続いて、テイボールの件なんですけど、これは幸い、先ほど申しましたが、東北、矢吹が東北の発祥地になっていただきたいという、ある町の著名人が、荒川さん、荒川博さん、先日矢吹町の講演に来た、王貞治を指導したあの人が、あの人は1メートル62センチなんです。それで、プロ野球界の名バッターとして王貞治を指導した人ですが、その人が実はその方の会長ではない、顧問なのかな、そうした中で、ぜひ矢吹を発祥地にさせていただきたいというふうな話が入っておりますので、この教育長がよしと形になれば、生涯学習課、水戸課長、耳かっぼじって聞いていてください、この辺がもしやるとなれば事務局になるでしょうから。

先ほどいろいろな生涯学習課の居場所がないと言ったこともあるでしょうし、そういった方向が一気に解決できるのではなからうかと思えます。ひとつ、この辺に対しても教育長の力強い活動をお願いいたします。

あと、ゆとり教育というような話がされましたが、まさしくこのことが今国では問題になっているのではなからうかと。児童・生徒のゆとりある勉強と、私は逆に先生が土曜、日曜休みという形をとりたいためにゆとり教育を実施したというふうにしかなっていません。この辺は今社会の流れで労働者、企業に働く人も土日休みですから、そういった形をとるのでありましようが、もっともっと真剣に、例えば矢吹町に住んでいる先生はともかく、通いで義務教育を教えている、時間が終われば車で帰る、あと、5時以降は児童・生徒に用がないという考えの、今先生方がほとんどです、はっきり申し上げて。そういった中で実際の教育がなるのかならないのか、その辺、長年校長をやってきた栗林教育長ならわかるでしょうから、その辺も頭に入れてあれしてください。

あと、再質問で一番問題なのはゴルフの教室を中学校でやると。実は、このことに関しては、7日の日、おととい——おとといじゃない、今定例会の最初の初日、7日の日、同僚議員4名で、実はアローレイクの方に出かけていって来ました。町の方での話し合いがあるのかどうか、実は、もう予算化したわけですから、今、教育長から聞けば、10月から教室を開くという、どういった申し込みがあつてどうなのか、開くというふうなことで、実は心配で、十文字議員、角田議員、吉田伸議員、私と4人で行ってまいりました。そうしたら、アローレイクの方では横山さんという方、あとは黒川さんという若い方なんですけど、その横山さんという方がもろ手を挙げて応援しますよというふうなことでございます。これは今後、教育委員会の方としても、坂路次長、ひとつ、この辺のお考え進めていただきたいと思う。

まず、教室を開くことに対しても、やはり習うことだと思ふんですね。それには準備がいろいろあるんでしょから、10月からといった教育長の答弁でしたから、まだ時間があるのかなと思いましたが、やはりそういった、町には2つのゴルフ場があるわけですから、そういったところにやはり早急に事務方が出かけて、まさしく役場職員の中にはそういう大人の名プレイヤーが後ろに控えておりますので、ゴルフのことに関しては、ひとついろいろ心配はないと思えますし、ひとつ中学校でゴルフの教室を持ったなんていうことはないですから、やはりやることは早く、そういった中で私は一番今の子供たちに、頭でっかちじゃなく、心の教育をしていただきたい。これが一番大事だろうと思ふんです。頭は、やる気は、やらない、勉強の差は各子供たちにありますが、やはり運動という中で、いろいろな心を教えていただきたいと思えます。

これで再質問を終わります。答弁は要りません。

- 議長（根本信雄君） 質問者の方から答弁は要らないというようなことで、それを尊重しまして、答弁は……
〔発言する者あり〕
- 議長（根本信雄君） 以上で17番、永沼義和君の一般質問は打ち切ります。

◇ 吉 田 伸 君

- 議長（根本信雄君） 続きまして、通告6番、8番、吉田伸君の一般質問を許します。
8番。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

- 8番（吉田 伸君） 338議会も、私でいつも最後になりますので、最終となります。

私は、教育行政で栗林教育長に尋ねたいことがあったんですけども、すべてのことは大体絡めて、今の永沼議員に言われまして、聞くことはないんじゃないかと多少心配しておりますけれども、含めてやっていきたいと思えます。

さて、野崎町政も、この12月で1期目を終わるわけでありまして、本日、2期目の挑戦をいたすと、こういうふうには実は宣言いたしました。この間に振り返れば、合併、行政改革、22課を13課に、その次は財政再建と、忙しいというか、私たち、私は与党議員ですけれども、毎年毎年、先ほど藤井議員が言ったとおりで、藤井議員は引っ越しに引っ越しというふうな話をしましたけれども、私らは後を追いかけるのが、これは守るのが大変だと、こういうふうな私の、私も同じくこの3月で任期を終わるわけでございますけれども、そういうふうな感慨深げな、先ほどより思っておりました。町長も若いですから、2期目はたくさんの町民の皆さんの声を聞いて、役場の皆さんの、この幹部の皆さんの声を聞いて、そして期待される矢吹町政をつくっていただきたいと望む気持ちであります。

さて、私は9月30日、農業委員会の研修ということで茂木町に行っていました。

〔発言する者あり〕

- 8番（吉田 伸君） 8月か、もとい。ちょっと今思い出してしゃべっていたものですから、すみません。8月30日ですね、ただいまのとおりで。茂木町は現在財政再建ということで、うちのこういう町政じゃなく、あそこは山間丘陵地なものですから、いろいろな形で山間地の、ここら辺でいけばどこら辺になるんでしょう、古殿町とか鮫川村みたいな気が私はしたんですけども、そういうふうな中で、現在、そういう村おこし、町おこしするめた、そういうふうないろいろな国の財政を——交付金の使い方をうまくやりまして、全国から注目されている町であります。人口は約1万5,000、そんなことを副町長に説明していただきました。

その茂木町では、来年の6月に中学校の建設ということがありまして、これが木材でつくると、こういうふうな構想を持っておりまして、私はそのことだけでも議員として見てみたいと思いましたので行って見たわけです。昨日は、日活において、企業フェスタですか、何といったかな、書いていたやつ、そっち置きましたけれども、企業案内ですか、そういうことが行われました。

私は、行政の中で産業振興課の努力が、この町のいろいろな諸問題を引っ張っていく経済の発展の源になる課だと思っております。その須藤課長、担当課長になりまして、ここで褒めるわけではありませんけれども、誘致企業の実現に向かって、本年度で5社というふうな報告を受けておりますけれども、全員が一丸となって、

課担当職員の努力に対して敬意を表したいと思います。

ただ、それだけでなく、そこに書いておきましたとおりで、これからももちろんまだまだ進めていただきたいというのが願いでございます。同僚議員の十文字議員もおっしゃったとおりで、矢吹町には第一苗畑、第二苗畑という、あの広い土地が余っております、そして、あの第二苗畑近くに三菱マテリアルの工業団地もあいております。まだまだできますから、叱咤激励するわけではありませんけれども、過去につくっていた、そういうふうな残っていたものは、私は町の財産だと思っております。ないのとあるとでは問題が違いますから、これを企業誘致として頑張ってくださいことは、我々議員も応援しますので、この町政、財政再建ということも見据えて、まだまだやれる、先ほどちょっと不思議なことを言った方がいますけれども、私は矢吹町というものは大きな宝を持っていると、私はそう思っていますので、頑張ってくださいと思います。細かいことについては、この中にちょっと書いておきましたから、恐らく答弁の中に入っていますと思いますので、協力いたします。

そして、これから、聞いてください。先ほど言ったとおり、点在する企業の誘致を今後どのように担当課として、その方針と、そして展開をお知らせいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

さて、第2点目に入ります。

永沼副議長が細かく言ったものですから私の方で入る余地がありません。けれども、矢吹町新教育長になられました栗林教育長、これが教育長として教育行政の本日が始まりだと思ひますので、ここで新教育長として、矢吹町は先ほどおっしゃったとおりで、教育長が教育行政の長ですから、矢吹町の教育をどのように進めていくのか、その骨格をお伺ひしたいと思います。

そして、前教育長は、関根教育長ですけれども、矢吹町の教育を考える会というものを発足しまして、その方針にのっとり前教育長はやってきました。それをどのように継承して、そこに栗林教育長がどのような道をつくっていききたいのかお聞きしたいと思います。細かいことは申しません。ぜひともお伺ひいたします。

さて、第3番目ですけれども、この3番目は意味がわからない方が多いだろうと思ひまして、私は広報を用意しております。5月10日、会津美里町より財政再建の研修会ということで議員の方が、我が矢吹町に研修にきました。私は広報委員長をしているものですから、議会事務局に送られてくる議会報について、自分の役目と思ひて大体は目を通しているわけですけれども、会津美里町が送ってきました議会広報8月15日付、ナンバー7ということで、こういうふうな文章が載っております。後であれば読み上げますので、これは後で申し上げます。

では、読み上げます。ページ3ですけれども、議会だより第7号、行政改革推進特別委員会調査報告ということになっております。多少、調査内容のパーセントのページがありますので、こちらで印刷すればいいんでしょうけれども、この数字じゃなく、この後の文章がありますので、読み上げます。

この数字だけを見ると、泉崎村が財政上悪いように見えるが、内容を調べると、必ずしもそうとは言えない。泉崎村は財政再建団体（北海道夕張市）の道を選ばずに、県から振興基金を借りて、自主再建の道を選んだ。問題は借金の中身であった——これは泉崎と矢吹町に財政再建ということで勉強しに来ているわけで、その中身ですから——泉崎村は工業団地、住宅団地に多額の投資をし、借金として残った。一方、矢吹町は身の丈以上の大型事業、箱物事業を展開しての借金の残額であった。現在、泉崎村は平成11年度末の赤字に残高約

68億円が小林村長のトップセールスと新幹線300万円の通勤助成や村のアフターフォロー（村が最後まで面倒を見る）等いろいろなアイデアでマスコミに売り出し、平成18年度で赤字残高（見込み）約20億円まで減少した。一方、矢吹町は歳出削減で財政再建を実行しているが、箱物行政のツケは大きく苦難の道である。

また、泉崎村の驚くべきことは、この三、四年の間に、財政力指数0.49から現在0.61まで押し上げた（ちなみに、会津美里町は0.24）。人口7,000人の村で、税収が12億5,000万円で、企業法人税、固定資産税が5億5,000万円である。つまり借金をしてつくった工業団地が毎年売れて、税収としてしっかり還元しているのである。ちなみに、旧本郷町が6,700人で、税収が約3億5,000万円くらいだったのと比較すれば一目瞭然である。泉崎のインフラ整備は村役場を除いてほとんど終わっており、将来性から見ると財政は健全化の道をたどることが正当できると。今回の研修から財政再建の明と暗がはっきりわかり恐ろしくなった。この辺で結んでおきます。

ただいま読み上げた文章を私見まして、いやいや大したものだと、私たちの議員間の物の道理とか、意義とか、あるいは私たち議員、広報委員も研修に行きますけれども、こういうふうな公文書同様のこういうものに、こういうことを書くということは、どのようなレベルなのか。私としては同じ広報委員、恐らく広報委員がつくったものだと思いますので、一応個人的に、何の意味だかわかりませんので、文章の真意を聞きたいと思ひまして、私個人でこういう文を出しておきました。これは、こういうふうな研修に来て、このような文章を書くという失礼千万な話はありませんし、無礼であると思ひました。

よって、話のもとに戻しますけれども、町の財政再建も皆さん本気でやっているといます。ただ、わからない町村が研修に来て、たった2時間でこういうふうなくだらない文章をつくるということが、そういう事態を招いたということをお腹立たしいんです。皆さんの努力に対しては大義的だと思いますけれども、敬意を表します。前議会でも言ったとおり、ここに書いておきましたけれども、こんなことを言われる筋合いのない町に頑張ってやっていただきたいと思ひます。

なお、2期目、野崎町長は立候補をするんでしょから、こういうことのないようなまちづくりを——こういうことというのはおかしいでしょうけれども、こういう無礼な文章を書かれるような状態にしていただかないように、心からお願いして質問を終わります。

○議長（根本信雄君）　ただいまの8番、吉田伸議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君）　8番、吉田議員の質問にお答えいたします。

本町の将来を考えた各種のまちづくり計画に基づく町政と企業誘致等の経過及び今後の方針等に関するご質問であります。ご承知のように、まちづくり等の各種の計画については、第5次矢吹町まちづくり総合計画を中心に、これらを具現化するため、各個別法に基づく計画が策定されているところであります。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振整備計画につきましては、昨年から今年度にかけて見直しをしており、国土利用計画法に基づく国土利用計画・矢吹町計画（第3次）は、今年度策定しているところであります。その他の個別計画につきましても、第5次矢吹町まちづくり総合計画に即しながら法令に基づき必要な改正等が行われ、適正な誘導、規制等が図られるべきと認識いたしております。

まちづくりの基礎となる第5次まちづくり総合計画においては、まちづくりの目標を人、支え合い、子供、仕事、暮らし、構想実現のめために、の6つの基本理念を掲載し、実現のめための20の政策を掲げていることはご承知のとおりであります。20の政策のうち「健康の町をつくります」を初め「子供を安心して産み育てることができる町をつくります」「安全で安心な町をつくります」などの6つの政策につきましては、今後5年間の重点政策に位置づけているところであります。

吉田議員がおただしの企業誘致に関しましては、「産業の振興によって働く場がある町をつくります」という重点政策の1つに掲げ、矢吹町の将来を左右する企業誘致の推進を政策実現の重要な施策に位置づけているところであります。そのため、今年度から産業振興課内に商工振興対策室を設置し、組織強化を図りながら企業誘致を積極的に進め、その結果、一定の成果を見ているところであります。

本町の企業誘致の方針については、昨年度改正しました企業誘致計画書に基づき、立地意欲のある優良な企業を誘導することとしております。また、誘導する土地については、経済産業省の認定を受けている工場適地の矢吹テクノパーク工業団地に優先的誘導を図っているところであります。

ただし、進出意欲のある企業の諸条件が矢吹テクノパークの分譲条件に合致しない案件や、関東森林管理局が公売を実施するに当たり、落札者の利用計画等が将来のまちづくり計画になじまないことのないように公売当局と情報を密にするとともに、町内に存する工場の撤退跡地や大規模な遊休地についても、優良企業の積極的な誘導を推進しているところです。

昨年度から現在までの企業誘致の認定をしている企業は6社で、そのうちテクノウッドワークス株式会社及び株式会社高木ミンクの2社は既に操業を開始していますが、残る4社の田村工業株式会社、株式会社エースパック二期工事、株式会社鮫川運送、株式会社川合運輸については開発行為や建築確認申請手続中で、ことし1年以内にはそれぞれの企業が操業を開始する予定であります。

企業誘致の将来展望については、引き続き県を初め関係機関等への協力要請と私みずからもトップセールスとして、町内で既に操業している企業の本社15社を訪問するとともに、都内で開催した企業立地セミナーへ積極的に参加し、情報の収集に努めながら積極的な誘致活動を展開しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、会津美里町議会、行財政改革推進特別委員会が本町を視察研修した結果について、会津美里町議会だよりに掲載された本町の財政再建の取り組みについてであります。現在の多様な行政課題を抱えながら財政再建を果たすことができるのか、議員にご心配いただいております。また、町民の皆さんにご心配いただいております。

財政再建は、会津美里町の言葉をかりれば、まさに苦難の道ではありますが、昨年度からお取り組みのように、町民の皆さんと情報と共有し、議会と行政と三者で力を合わせ、この大きな課題解決に臨むことで、近い将来には必ずや明るさが見えてくるものと信じております。町といたしましては、5月に策定いたしました財政再建3カ年計画を、さらなる内部管理経費の削減に努める内容へと見直しを行いながら、それぞれの再建項目を実施しております。

本町の財政運営は、いましばらく厳しい状況が続く見込みであり、議会の皆さんはもちろんのこと、町民の皆さんにご心配いただき、不安を抱かせることは大変申しわけないと強く思うところでありますが、町民の皆

さんの理解と協力をいただきながら、できるだけ短期間で財政再建を果たすべく最大限の努力を尽くすつもりであります。

また、この計画は、多くの若い職員からの提案を受けた内容となっております。経験と能力を備える幹部職員、中堅職員に期待することは当然のことながら、今後、職員数の減少を見込む上では若い職員が一騎当千の活躍ができるような土壌づくり、提案などを受け入れる仕組みづくりなどを行い、全職員力を合わせ、持てる力を十分発揮して頑張ってもらいたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 同じく答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、吉田伸議員の質問にお答えいたします。

矢吹町政発展の基本、人づくり、学校教育、教育長の所信を伺うとのおたがでございまして、矢吹町を夢と希望の持てる明るい町にしたいというのが私の考えでございます。スポーツや文化をみんなが楽しみ、夢のある明るく楽しい町であります。そして、関根前教育長が進めてこられた矢吹町の教育を考える会や学校教育の向上を基礎として、さらに伸ばしていきたいと思っております。

日本全体が少子・高齢化社会に進んでおります。矢吹町も例外ではありません。しかし、それはみんなが健康で長生きできる町というところであります。そういう中で、みんなが将来に夢と希望が持てる町にしていくためには、教育や文化、スポーツの充実が一層大切になってきます。また、保育園、幼稚園、小・中学校教育の一層の充実が大切になってくるわけでありまして。子供たちが将来自分の夢や希望に向かって明るく生きていくことができるよう、その基礎的な力を発達段階に応じてしっかりと身につけさせたいと考えております。

さらに、これからの矢吹町の未来を教育、文化、スポーツ活動を通して、豊かな暮らしのできる町につくっていくということであります。教育委員会は、そういう矢吹町の未来を考えていく大事な役割を担っていると考えております。

私は、そう考えたとき、まさに身の引き締まる思いがします。議員の皆様や教育委員の皆様のご指導を得ながら、町当局とともに、教育委員会事務局職員一同力を合わせて、その重責を果たしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（根本信雄君） 8番議員、再質問ございませんか。

8番。

○8番（吉田 伸君） この会津美里町の広報について再質問いたします。

私は、今までのこの矢吹行政が間違っていたとは思っておりません。何もない町よりは、穴ぼこだらけの町よりは、こういう施設を皆さんの要望で、これは恐らく町民の皆さんの要望でしょうから、それによってつくってきたわけですから。それをいかに大事にして、そして私たち次の世代に、先輩議員、長い議員もいますけれども、この人たちの努力によって、全員でやってきたんだと思います。ですから、今後、この幹部の皆さんと町長と協力し合って、先ほどのようなくだらぬような、私は会津美里町のことを言うわけでありませぬよ、書く議員が悪いんですから、はっきり申しまして。そういうくだらぬ議員がいるようなところに書かれない

ような、そういう町をつくってください。心からお願いいたします。

あと、教育長の方ですけれども、まさにそのとおりであって、今後、教育行政は教育長が持っていくので、教育長の指針のいかんによって、この学校なり幼児教育も進んでいきますので、きちっとした骨格でお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（根本信雄君） 8番、吉田伸議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、吉田議員の再質問に対しお答えさせていただきます。

会津美里町の広報紙の中で、いろいろな町の方をやゆ、非難・中傷するような文章が載ったと、町の行政が間違っていたように受け取られるような、そういう書き方があったということですが、私も今までの町の行政が間違った方向に進んでいるというような認識は持っておりません。その点については吉田議員の考えと同じでございます。今後も、こうした他の町村から非難や中傷、そういったことを受けることのないようなまちづくりに最大限の努力をしまいたいというふうに考えておりますので、今後、議員の皆様のご尽力、ご協力を切にお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） 同じく、教育長にも答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、吉田伸議員の再質問にお答え申し上げます。

未来を担う子供たちに、しっかりと力をつける、そういう学校教育の推進、そして若い人からお年寄りまで、教育、スポーツ、文化活動に触れ、豊かな暮らしができる、そういう町の発展に尽くしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） 8番、吉田伸議員、再々質問はございませんね。

○8番（吉田 伸君） はい。

○議長（根本信雄君） はい、了解。

以上で8番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

以上で通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて、一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（根本信雄君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） 1点だけご質問させていただきたいと思います。

それにしても、吉田伸議員の迫力には圧倒されました。その後の総括質疑ということでございますが、……(テープ反転) ……小さな声で言わんとすることだけはお伝えをしたいということでお許しをいただきたいと思っております。

仏教用語に諸行無常という、そういう言葉があって、これは碎いて話しますと、この世に存在するものはすべて変化し進化するんだということを言っているわけですね。ですから、この世に存在するものはすべて生まれてきたり、また、土に返ったりするんだと、そういうことを言っているわけですね。行政もやっぱり完成品というのではないんです、行政は。すべて未完成品ですから。ですから、完成品に向かって、一体どういうまちづくりをするか、ビジョンを提案するかということについて、それぞれ議会の皆さん方も本日提言をされたんだろうというふうに考えております。

私が聞きたいのは、ゴルフ場の——子供たちのゴルフクラブの創設についてお聞かせをいただきたいと思っております。

この件については、今回の予算で9万円の予算を計上したということで、いよいよ福島県唯一のゴルフ部の創設が、この矢吹の地からスタートするんだなということを考えますと、まさに感無量であります。平成17年12月の議会に私が提案をさせていただきました。それからずっと余りそのうわさを聞きませんので、続けて、あれは3月の議会ですか、提案をさせていただきましたが、実は、このゴルフクラブの創設に至る経過というのは、今から15年ぐらいにさかのぼるんですね。当時、長岐君が教育委員会の次長かなんか、あるいは企画かなんかにおられたところに、運動公園の開発構想基本計画をつくらうという話になったんですね。それで、運動公園をつくるのであれば、ゴルフの練習場ぐらいつくって、そして中学生に日中は無料で開放して、そして矢吹町にゴルフクラブを矢吹の中学校につくってはどうかというようなことを長岐君に申し上げましたところ、長岐君も非常に好意的に受けとめていただきまして、第1回目の運動公園構想の基本計画の中にきちんと明記されております。これは書類として残っているでしょうから、どうぞ議員の皆さん方も、町職員の皆さん方もごらんになっていただきたいというふうに考えております。そういう、15年も前からそういうビジョンを長岐君と私と共同提案みたいな形で進めてまいりまして、いよいよそれが現実なものになってくるということで、その意味で今、感無量だということを申し上げたわけでございます。

四、五日前に私はアローレイクカントリーにゴルフに行きました。そうしたら中学生の子供たちがゴルフのバッグを受け取ってくれたり、そして誘導してくれたりということで、いろいろお手伝いをしているんですね。それで、私はてっきり、じゃゴルフ部がスタートしたのかなというような感じをしましたので、今の副支配人、私の高校の同窓生でありますから率直にお聞かせをいただきました。矢吹中学校ゴルフ部の創設できたのかなというような話をしましたら、いやそんな話は一切聞きませんという話なんですよね。一切まだそういうアプローチはありませんという話だったものですから、予算は計上したは、その9万円の予算をどう活用していくかなんていうことについて、全くそのビジョンが示されないということについて、果たしていかがなものかということを考えまして、それで、余計な話なんですけれども、これはたまたま同僚議員と食事をしておりまして、じゃ食事が終わったら行ってきてみるかという話になりまして、それで、先ほど永沼議員から話がありましたようとおりでございまして、それで、とにかくネットを張って、そしてゴルフの打ちっ放しをつくるというだけでは、ゴルフというのはなかなか上達しないということは皆さんも経験してご承知のとおりなん

ですね。やっぱりたまにはコースに出て、たまには芝のゴルフ場で練習をしてという形でないと、なかなかゴルフのレベルというものは上がってこないということを考えまして、それでアローレイクに行ってみりました。

その結果については、非常に好意的に受けとめていただきまして、ただ、そのゴルフ場を利用させていただくというのではなくて、ゴルフ場を利用する前段として、やっぱり少しゴルフ場のお手伝いをすると、そして午後でも、ハーフで回らせてもらおうと、そういうことは可能なんですかということを知りました。そしたら、いやそれは大いに歓迎しますというようなことを聞かせていただきまして、本来ならば教育委員会で、そういう前段の協議をなされるべきものだというふうに思っておりましたが、何せ教育委員会の構成も大きく変わってきて、教育次長もまだなつたばかりと、そしてまた、教育長もまだ就任した直後であるということで、余計なことをしてしまいましたけれども、そんな受け入れ態勢もできていると。要するに、ジュニア育成に対してはゴルフ場としても、町内のゴルフ場、アローレイクに関しては十分にご協力をしたいと、こんな話も聞かせていただきまして、非常にありがたく、そしてうれしく感じてきた次第でございます。

それで、私と角田議員と吉田伸議員と永沼議員等で行って、それで教育委員会の方からなるべく早い時期にアプローチがあるでしょうと。ですから、その段階で、具体的な詰め段階である程度体制をつくって、そして最終的には町長に出させていただいて、そして最終確認をして、どういう練習スケジュールでどうするかということについての詰めをしていただきたいということをお願いしてまいりました。こんなことは本当に余計な話かもしれませんが、でもやっぱり、だれかが気がついたときにやらないとだめだということでやらせていただきました。

それで、私、常に思っているんですけども、いろいろなゴルフの選手が世界に進出しております。しかし、なかなか成功した選手というのは余りいないようですね。タイガー・ウッズみたいな選手なんか出てこない、なぜなのかと。しかし、野球界においては、イチロー選手のような選手が誕生——スター選手が誕生しまして、それで大リーグでの新記録を今更新中ですね。すべての記録にチャレンジ、250何本打ったとか、あるいは何年連続200安打とかという記録をつくっております。こういう記録がつくれるのは、やっぱり野球人口の底辺の拡大があったからこそ、そういうスーパースターが生まれてくるものだと。たまたまゴルフの選手というのは、おやじがやっていたとか、あるいは家庭が恵まれていると、そういう条件の中でたまたま始めたのがかなり注目されてきたという選手が海外に行ってもなかなか難しいんじゃないかと、やはり……

〔発言する者あり〕

○12番（十文字重康君） そうだね、それで、そういうこともありますので、その9万円の予算を最大限にお使いをいただいて、そして、より多くのジュニア選手育成のためにご努力をいただきたいと。その9万円の予算の執行について、野崎町長として、これ教育委員会か、教育長として、どのような……

〔「これ町長ですね」と呼ぶ者あり〕

○12番（十文字重康君） 町長ですか、どのようなビジョンをお持ちなのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

私は一般質問をやらなかったものですから、ちょっと長つ話になりましたが、極めて不謹慎だとおしかりを受けるかもしれませんが、趣旨だけお伝えをいたしまして、総括質問にかえさせていただきます。あり

がとうございました。

○議長（根本信雄君） ただいまの12番、十文字重康議員の総括質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、十文字議員の総括質疑についてお答えをさせていただきます。

十文字議員の長年の夢が、このたびの予算に計上して実現できる運びになったこと、私も大変うれしく思っております。今後、今ほど聞かせていただいた十文字議員のすばらしい提案を含めて、その思いを早期に形としていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、詳しい内容等については、教育長の方から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（根本信雄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 補正予算で認めていただきます9万円は、練習場での指導者への謝礼に充てるという予定でございます。10月ゴルフ教室は9回程度予定しております。現在、計画中でございますので、いろいろとご協力方お願ひ申し上げます。

また、ゴルフ場への連絡と申しますか、相談と申しますか、していただきましてまことにありがとうございます。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第42号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第43号、第44号及び認定第1号については、8名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（小林伸幸君） それでは、朗読いたします。

第1 予算決算特別委員会、平成19年度の一般会計補正予算と18年度の特別会計の決算の方です。鈴木一夫議員、熊田宏議員、渡辺正美議員、諸根重男議員、藤井精七議員、角田秀明議員、須藤羊一議員、永沼義和議員。第2 予算決算特別委員会、平成19年度特別会計の補正予算と18年度の一般会計の決算であります。大木義正議員、栗崎千代松議員、柏村栄議員、吉田伸議員、棚木良一議員、十文字重康議員、遠藤守議員、松谷正良議員。以上です。

○議長（根本信雄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第37号、第38号、第39号、第40号、第41号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、8月31日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時19分）